

令和2年第2回中島村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月5日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	3
○職務のため出席した者の職・氏名	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○村長報告	6
○承認第1号～承認第4号及び議案第27号～議案第39号の一括上程、説明	7
○散会の宣告	10

第 2 号 (6月9日)

○議事日程	11
○出席議員	11
○欠席議員	11
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	11
○職務のため出席した者の職・氏名	11
○開議の宣告	12
○一般質問	12
小室辰雄君	12
小室重克君	20
小松公雄君	26
椎名康夫君	28
○承認第1号の質疑、討論、採決	32
○承認第2号の質疑、討論、採決	34

○承認第3号の質疑、討論、採決	38
○承認第4号の質疑、討論、採決	39
○散会の宣告	39

第 3 号 (6月11日)

○議事日程	41
○出席議員	41
○欠席議員	41
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	42
○職務のため出席した者の職・氏名	42
○開議の宣告	43
○議案第27号の質疑、討論、採決	43
○議案第28号の質疑、討論、採決	43
○議案第29号の質疑、討論、採決	44
○議案第30号の質疑、討論、採決	45
○議案第31号の質疑、討論、採決	45
○議案第32号の質疑、討論、採決	47
○議案第33号の質疑、討論、採決	47
○議案第34号の質疑、討論、採決	49
○議案第35号の質疑、討論、採決	60
○議案第36号の質疑、討論、採決	62
○議案第37号の質疑、討論、採決	63
○議案第38号の質疑、討論、採決	64
○議案第39号の質疑、討論、採決	65
○中島村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	65
○陳情第2号の委員長報告	67
○日程の追加	67
○議案第40号～発委第4号の上程、説明	68
○議案第40号の質疑、討論、採決	70
○発委第3号の質疑、討論、採決	71
○発委第4号の質疑、討論、採決	71
○閉会中の継続調査申出について	72
○村長の挨拶	72
○閉会の宣告	73

中島村告示第19号

令和2年第2回中島村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年5月22日

中島村長 加藤 幸一

記

1 期 日 令和2年6月5日 午前10時

2 場 所 中島村役場議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	菅	野	昇	君	2番	椎	名	康	夫	君	
3番	小	室	重	克	君	4番	小	林	均	君	
5番	小	松	公	雄	君	6番	小	室	辰	雄	君
7番	木	村	秋	夫	君	8番	藤	田	利	春	君

不応招議員（なし）

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第2回中島村議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年6月5日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 村長報告(報告第1号から報告第4号)
日程第 6 議案の上程、提案理由の説明(承認第1号から承認第4号及び議案第27号から議案第39号まで)
-

出席議員(8名)

1番	菅野昇君	2番	椎名康夫君
3番	小室重克君	4番	小林均君
5番	小松公雄君	6番	小室辰雄君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	吉田政樹君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	鈴木勝雄君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	藤田幸江君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹勝人君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間俊一君

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 矢吹康裕 書記 真船優

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（藤田利春君） おはようございます。
ただいまから令和2年第2回中島村議会定例会を開会します。
-

◎開議の宣告

- 議長（藤田利春君） 出席議員は、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤田利春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、木村秋夫君、1番、菅野 昇君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（藤田利春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。今定例会の会期は、お手元に配付した会期案により、本日から6月11日までの7日間にした
いと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。
したがって、今定例会の会期は本日から6月11日までの7日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定については、お手元に配付した印刷文書のとおりです。
-

◎諸般の報告

- 議長（藤田利春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の主な議会関係事項について、報告を申し上げます。

5月29日に、白河地方広域市町村圏整備組合議会第2回の臨時会が開催され、私と小室辰雄議員が出席しました。任期満了により私が議長から退任し、埜町議長の割貝氏が議長に就任されました。議案は、動産の取得についてと組合監査委員の選任についてであり、原案のとおり承認されました。

その他、閉会中の主な議会関係事項等は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

次に、本議会で受理した請願（陳情）は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付した請願（陳情）文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

続いて、村長からの報告、議案及び監査委員からの例月出納検査結果報告並びに今期定例会に説明のため出席を求められた者、委任を受け出席する者は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（藤田利春君） 日程第4、行政報告を行います。

村長より行政報告の申出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、第2回中島村議会定例会の開会にあたり、議員の皆様方にご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症については、村としても2月19日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対応に当たっているところです。

4月16日、福島県に緊急事態宣言が出されたことを受け、翌17日、村民の皆様と各事業所様へ「一丸となりこの困難を乗り越えたい」と村長メッセージを発信し、感染症予防をお願いしたところです。

5月18日には、緊急事態宣言が解除されたことを受け、小中学校や各公共施設についても、制限付きながら順次再開を始めたところです。

今後も発症再燃が懸念され、予断を許さない状況にありますが、再度緊急事態宣言が発せられた場合の体制整備を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した感染症予防対策と地域経済の活性化に取り組んでまいります。

それでは、令和2年度におけるこれまでの行政執行状況についてご報告申し上げます。

今年の稲作は、例年より春の暖かさが遅く感じられ、冬場の降雪や春先の降雨が例年より少なく水田の水不足を心配したところでしたが、適期に降雨があったことで田植も順調に推移し、安堵しているところです。

稲作農家に対するカリ肥料の配布及び散布事業は昨年で終了し、今年から米の放射能検査が抽出検査となります。

福島県の農産物については、風評被害の悪影響から、他県と比べ価格が低く抑えられてしまうなど、まだまだ憂慮されるところです。

村としましても、米生産農家並びに関係機関等と協力しながら、福島ブランド米の復活と風評被害払拭に向けた取組を引き続き推進してまいります。

次に、工事等に関する業務であります。

繰越明許した各事業については、一部を除き順調に推移し、特に災害復旧事業については、春の営農を前におおむね事業が完了したところです。

令和2年度事業では、中学校プール改修工事、農道長寿命化事業農道整備測量設計業務委託、仮置場原状回復業務、保育所改修工事設計業務委託については既に発注するなど、順調に推移しています。

次に、行事等であります。

新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの行事が中止や延期、規模を縮小しての開催となっています。

4月5日の全村一斉クリーンアップ事業、4月19日のさわやか中島杯ソフトボール大会、春季消防連合検閲、6月4日の吉子川小学校鼓笛隊による交通安全・防犯パレードが中止となりました。

4月19日から23日までの5日間のマレーシアへの中学校修学旅行、5月23日の小学校運動会がそれぞれ延期に、4月6日の小学校、中学校入学式、4月10日の幼稚園入園式がマスク着用や、来賓の出席や祝辞も省略されるなど、規模を縮小しての開催となりました。

以上をもちまして、行政執行状況について報告を終わります。

○議長（藤田利春君） これで行政報告を終わります。

◎村長報告

○議長（藤田利春君） 日程第5、村長報告を行います。

村長より、報告第1号 令和元年度中島村継続費繰越計算書の報告について、報告第2号 令和元年度中島村繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 令和元年度中島村事故繰越し繰越計算書の報告について及び報告第4号 令和元事業年度白河地方土地開発公社の経営状況報告についての報告の申出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 法律の規定に基づく報告を申し上げます。

報告第1号は、令和元年度中島村継続費繰越計算書の報告についてであります。

令和元年度中島村一般会計補正予算（第6号）により、継続費として議決いただいた学校給食センター建設事業について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、令和元年度中島村繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

令和元年度中島村一般会計補正予算（第6号）、令和元年度中島村簡易水道事業会計補正予算（第4号）、

令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第5号）、令和元年度中島村土地造成事業特別会計補正予算（第3号）により、繰越明許費として議決をいただいた各事業であります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、令和元年度中島村事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

年度内完成が見込めなく事故繰越しとした令和元年度災害復旧工事について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

報告第4号は、令和元事業年度白河地方土地開発公社の経営状況報告についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

詳細については担当課長をして補足説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 村長より担当課長をして補足説明の申出がありましたので、これを許します。

[担当課長細部説明]

○議長（藤田利春君） 以上で、村長報告を終わります。

◎承認第1号～承認第4号及び議案第27号～議案第39号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 暫時休議いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

日程第6、議案の上程を行います。

承認第1号から承認第4号及び議案第27号から議案第39号までの13議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、加藤幸一君。

[村長 加藤幸一君 登壇]

○村長（加藤幸一君） 本定例会に提案いたします議案についてご説明いたします。

承認4件、条例の改正7件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算6件、合計17件であります。

承認第1号 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月18日専決処分した令和元年度中島村一般会計補正予算（第7号）の承認を求めます。

承認第2号 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日専決処分した令和元年度中島村一般会計補正予算（第8

号)の承認を求めるものです。

承認第3号 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日専決処分した令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第6号)の承認を求めるものです。

承認第4号 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、5月1日専決処分した令和2年度中島村一般会計補正予算(第1号)の承認を求めるものです。

承認1号から3号までは、昨年の台風19号災害復旧に関する補正予算、承認4号は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての補正予算であります。

議案第27号は、中島村税条例等の一部を改正する条例であります。

地方税の一部改正に伴い、個人住民税、固定資産税、たばこ税の見直し、新型コロナウイルス感染症対策として、村税の徴収猶予、固定資産税の軽減、軽自動車税環境性能割の軽減延長など、所要の改正をします。

議案第28号は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

固定資産評価審査委員会に電子情報処理組織を使用して書面審査が提出された場合の根拠となる法律の表題が変更となったことから、所要の改正をします。

議案第29号は、中島村国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払いを受けている被保険者に対し、傷病手当を支給するため、所要の改正をします。

議案第30号は、中島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

税制改正により、国保税の課税限度額が引き上げられたこと、また、国保税の軽減措置に係る所得判定基準が改められたことから、所要の改正をします。

議案第31号は、中島村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払いを受けている被保険者に対し、傷病手当の支給基準が追記され、村が傷病手当支給申請書の受付事務を行うため、所要の改正をします。

議案第32号は、中島村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。

道路法施行令の改正により、道路占用料の額が改定されたことから、所要の改正をします。

議案第33号は、中島村道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

道路構造令の改正により、自転車通行帯に関する規定を新たに設けるため、所要の改正をします。

次に、補正予算関係ですが、各会計の人員費につきましては、職員の定期人事異動等によるものでありますので、詳細については省かせていただきます。

議案第34号は、令和2年度中島村一般会計補正予算(第2号)であります。

既定予算額に1億3,428万1,000円を追加し、予算総額を38億9,553万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金2,654万7,000円、県支出金9,689万4,000円、諸収入110万9,000円、村債1,610

万円を増額補正し、繰入金636万9,000円を減額補正するものです。

歳出予算ですが、人件費においては、職員の人事異動、会計年度任用職員の雇用形態に合わせ予算の組替えを行っています。

また、総合行政情報システムをサーバー型からクラウド型に変更しました。それに併せ、使用料については各科目から支出することとしたことから、総務費は減額、その他は増額となっています。

歳出の主なものは、総務費でコミュニティ助成事業補助金110万円、民生費で国保特別会計繰出金216万3,000円、衛生費で発熱外来設置負担金159万4,000円、除染対策事業委託5,500万円、簡易水道特別会計繰出金474万4,000円、農林水産業費で農業農村整備事業費委託料785万2,000円、工事請負費3,500万円、土木費で道路メンテナンス事業工事費4,500万1,000円、消防費で災害対策費114万2,000円、教育費で学校臨時休業対策費補助金25万9,000円をそれぞれ増額補正し、総務費でインターネット系端末OS入替え業務委託466万5,000円、民生費で介護保険特別会計繰出金309万4,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金22万円、農林水産業費で農業集落排水処理事業特別会計繰出金107万4,000円をそれぞれ減額補正するものです。

議案第35号は、令和2年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額に487万円を増額し、予算総額を5億4,515万8,000円とするものです。

歳入において、県支出金123万6,000円、一般会計繰入金216万3,000円、繰越金848万3,000円を増額補正し、国民健康保険税701万2,000円を減額補正するものです。

歳出において、人事異動による総務管理費307万2,000円、傷病手当123万6,000円、介護納付金132万2,000円を増額補正し、徴収費90万9,000円を減額補正するものです。

議案第36号は、令和2年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額に34万4,000円を追加し、予算総額を2億7,265万円とするものです。

歳入において、一般会計繰入金474万4,000円を増額補正し、村債440万円を減額補正するものです。

歳出において、人事異動による一般管理費34万4,000円を増額補正するものです。

議案第37号は、令和2年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額から107万4,000円を減額し、予算総額を2億5,020万6,000円とするものです。

歳入において、一般会計繰入金107万4,000円を減額補正し、歳出において、人事異動による一般管理費90万3,000円、予備費17万1,000円を減額補正するものです。

議案第38号は、令和2年度中島村介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額から309万4,000円を減額し、予算総額を4億6,379万2,000円とするものです。

歳入において、一般会計繰入金309万4,000円を減額補正し、歳出において、人事異動による一般管理費309万4,000円を減額補正するものです。

議案第39号は、令和2年度中島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額から22万円を減額し、予算総額を4,857万5,000円とするものです。

歳入において、一般会計繰入金22万円を減額補正し、歳出において、一般管理費22万円を減額補正するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長をして補足説明させますので、よろしくご審議の上、議決を賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から担当課長をして議案の補足説明の申出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 暫時休議します。

休憩 午前 11時36分

再開 午前 11時37分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りします。ここで1時05分まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、1時05分まで休議いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時05分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議は6月9日午前10時に開会しますので、ご参集願います。

全員起立。

本日はこれにて散会とします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時52分

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年第2回中島村議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年6月9日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

6番 小室辰雄 議員

3番 小室重克 議員

5番 小松公雄 議員

2番 椎名康夫 議員

日程第2 承認第1号 令和元年度中島村一般会計補正予算(第7号)

日程第3 承認第2号 令和元年度中島村一般会計補正予算(第8号)

日程第4 承認第3号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第6号)

日程第5 承認第4号 令和2年度中島村一般会計補正予算(第1号)

出席議員(8名)

1番 菅野昇 君 2番 椎名康夫 君

3番 小室重克 君 4番 小林均 君

5番 小松公雄 君 6番 小室辰雄 君

7番 木村秋夫 君 8番 藤田利春 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長 加藤幸一 君 副村長 吉田政樹 君

教育長 面川三雄 君 総務課長 木村修 君

会計管理者兼
税務課長 鈴木勝男 君 住民生活課長 小林隆 君

建設課長 齋藤満 君 保健福祉課長 藤田幸江 君

学校教育課長兼
生涯学習課長 矢吹勝人 君 企画振興課長兼
農業委員会
事務局 本間俊一 君

職務のため出席した者の職・氏名

事務局 局長 矢吹康裕 書 記 真船 優

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎一般質問

○議長（藤田利春君） 日程第1、一般質問を行います。

発言は通告順に行います。

◇ 小 室 辰 雄 君

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君の質問を許します。

6番、小室辰雄君。

〔6番 小室辰雄君 登壇〕

○6番（小室辰雄君） おはようございます。

令和元年は台風による大規模災害が発生し、今年に至っては新型コロナウイルスが発生、日本中が、いや、世界中が大変なことになっております。幸いなことに、国内では最近発生が下火になりつつあります。また、県内では発生ゼロという日が30日間も続いています。うれしいことです。発生ゼロというのが国内外に広がり、コロナウイルスの問題が一日も早く収束することを願っています。

では、質問に入らせていただきます。

まず1つ目、中島村第5次振興計画についてです。

この計画は平成25年度を初年度とし、平成34年、令和4年を最終年度とする計画です。将来像を掲げ、基本理念3項目、基本目標を6項目とし、村の進むべき方向を示した大事な計画であります。この振興計画も既に後期に入りつつあります。そろそろ最終年度を見据えた事業の遂行を行わなければならないのではと思っております。そこで、現在、各施策の達成状況はどの程度なのかをお伺いいたします。答弁よろしく願いいたします。

次に、防災についてです。

防災問題も振興計画の中に含まれているわけですが、質問の内容によりあえて別項目とさせていただきます。昨年の台風19号の災害から半年以上が過ぎ、災害復旧も進み、我が中島村も田植が無事終わったようです。

見渡す限りの緑、とても素晴らしいですね。あのような台風は二度と来てほしくないものです。

台風19号による災害の後に、県による浸水地域の見直しが行われたとお聞きしましたが、今日そのことに対して村の防災マニュアル等の見直しなどは行われたのか、また、浸水地域はどのように示されているのか、その詳細についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、小室辰雄議員のご質問にお答えします。

中島村第5次総合振興計画は、村の将来像を描く上で様々な課題に計画的に取り組んでいくために、平成25年度を初年度に、令和4年度までの10年間で計画期間と定め策定しております。

本計画は、「人の和を大切に安心して暮らせる村」「心身ともに健康で心ふれあう村」「活力あるみどり豊かな住みよい村」の3つの基本理念を柱に、住みよい地域づくりは地域が元気になることを一番の目的に、村民と行政が協働でつくるものとして、本計画の目指す「みんなが主役 笑顔あふれる 美しきなかじま」の実現に向け、各施策に取り組むものです。

さて、本計画は平成29年度で前期計画の5年間で経過し、この間本村を取り巻く社会情勢も大きく変化し、これらの変化に対応しながら計画目標を実現するため、平成30年度から5年間の後期基本計画を策定したところです。

基本計画の各施策の毎年度の達成状況は、中島村総合振興計画策定推進調整会議においてそれぞれの施策の達成状況についての検討、協議を行い、中島村総合開発審議会に諮り、その達成状況について審議された答申をいただくこととしており、平成30年度事業については令和元年度の調整会議において検討、協議の上、総合開発審議会に諮問し、事業目標がおおむね達成できている旨答申をいただいております。現在、令和元年度の達成状況を集計しておりますので、まとめ次第調整会議を開催し、その後、総合開発審議会に諮問する予定となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、防災についてのご質問にお答えいたします。

昨年の令和元年東日本台風による災害を教訓として、各種計画を修正及び作成しております。警戒すべき区域、場所を記載し、避難勧告等を発令する際の判断基準を定めた、水害・土砂災害に関する避難勧告等の判断・伝達マニュアルを5月に修正しました。消防団員が消火活動、水害時の水防活動などを行う際の団員自身の安全確保を大事にすることや、団員の義務や権限など基本的事項をまとめた、村消防団安全・管理マニュアルを5月に作成したところです。

次に、浸水地域の詳細について説明申し上げます。

福島県から今年3月10日付で、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定の通知があり、阿武隈川、泉川について水防法の規定により指定された想定される最大規模の降雨として、2日間総雨量328ミリを想定した洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深が示されました。

これらマニュアルや浸水想定区域を反映させ、村地域防災計画及び水防計画を修正し、福島県災害対策課並びに河川管理課と調整、協議の上、早急に村防災会議に諮り、ハザードマップを作成し全戸に配布するとともに

に、浸水地域の対象となる世帯、地域の皆様に周知徹底を図り、地域で早期の避難行動ができる体制を徹底してまいりたいと考えているところであります。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今、村長から答弁あったわけですけども、第5次振興計画はある程度進んでいるというのは以前にも聞いて分かっております。今回はまだ集計ができていないと。それで、以前にお聞きしたときに土地利用計画は、これはもう全然手つかずの状態だったですよね。そういうものと、あとはプール関係、プールというか改善センター周りのあの辺の改修計画も、計画があっても全然物が進んでいないと、そういう状況だったんですけども、その土地利用計画について今現在のどの程度に実際なっているのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） おはようございます。

ただいまの小室辰雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、国土利用計画、土地利用の施策目標の進捗状況でございますが、確かに後期目標まで前期の間ではここに示されております国土利用計画と農業振興地域整備計画、こちらのほうは着手のほうができていなかった状況でございます。それで後期の計画から、平成30年度から、まず農業振興地域計画のほうの見直しを進めさせていただきまして、昨年度、令和元年度に完成いたしました、令和2年度、今年度から新たな農業振興地域整備計画で進めているところでございます。まず、その中の施策の土地利用の施策目標の一つであった、農業振興地域の整備計画のほうが完了いたしました。

もう一つ大きな国土利用計画ということで、当初後期計画に入る前の29年度に、同時に進めるというような感じでお話もあったかと思えます。ただ、その中で県とのほうの協議進めるところで、やはり国土利用計画を進める上でどうしても農業振興地域整備計画のほうの内容のほう問われるということが必須だということで、前回策定した令和6年度の農振のほうの整備計画のほうの年数が、経過期間が長かったものですから、どうしてもそちらのほうの整備を先に進めろというようなことのアドバイスもいただいておりまして、まずそちらのほうを進めさせていただいておりました。

今回、国土利用計画の見直しにつきましては、まず簡単ではございますが、関連するその計画と併せてご説明のほうさせていただきたいなというふうに思います。

まず、先ほどからお話ありました、平成25年度から中島村第5次総合振興計画が策定されまして、前半の5年間でございまして、後期が平成30年度から令和4年度までの5年間ということで計画をされております。その中に、施策中、土地利用の施策目標、1つは農業振興地域整備計画のほうを先行して進めさせていただきまして、昨年度策定しました。その後、令和2年度から、今年ですけども、中島村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期がこちらのほうも策定されております。令和5年度に、令和4年度ですけども、令和5年度からは中島村第6次総合振興計画が新たに始まる予定でありますので、その期間、今年からあと3年間ということになります。この3年間に国土利用計画ということで、ご承知のとおり、総合的、長期的な観点で、国土の有効利用を図るために策定される計画であるということで、非常に貴重な資源である土地の高度利用につ

いて村のほうでも計画していかななくてはいけない。当然、国の国土利用計画であったり、県の国土利用計画に沿った形で村のほうも考えていく。その中で、当然、中島村は大きく市街地の住宅地と農業地と、あと山林と大きく分けてこの3つの区分にされると思います。その中で、農業振興地域整備計画のほうを進めたということで、なかなか今福島県でもなかった山林の部分の農振のエリアのほうを今回は外させていただいて、認定のほうをさせていただいております。

そういったことで、改めて今後の新しい中島村の方向性、当然基幹産業である農業農用地の農業的な土地利用を明確にするための農振の計画でありますので、そこは当然、農業の優良農地のほうを確保しながらということになりますが、新しい制度で、新しく中島村にその農振の網がかかり始めましたから、しばらく3年ぐらい経過のほうを見たいというふうに考えております。

今後の展望というところで、令和4年度までに今の農振計画が3年間経過いたしまして、恐らくいろんな状況で内容が変わって変遷していくというふうになると思います。それを踏まえる上で、村のほうでも第5次の総合振興計画のほうが完了しますので、それが令和4年、農振のほうも令和4年で3年を迎えるということで、令和5年度に新たに第6次総合振興計画で村の各施策のほうの確定と、それに伴って農振のほうの動きを見ながら、今、村では国土利用の計画の総合見直しにつきましては、その各種計画と現状の推移を当然参考要件に組み入れて、見直しを図っていききたいというふうに考えています。

そうしますと、村が目指すその施策と村内の企業立地関係と開発関係、ここが一番大きいところかと思えます。それと農業農用地の土地利用の状況を勘案しながら、当然調和の取れる計画策定を目指していきたいというふうに考えております。現時点におきましては、令和5年度の開始を目標とすることが最適な工程ではないかというふうに考えておりますので、今後とも努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（藤田利春君） 面川教育長。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） 皆様、おはようございます。

それでは、私より教育委員会関係の第5次総合振興計画における改善センターの改修状況のご質問にお答えいたします。

中島村第5次総合振興計画における施策25スポーツ活動の推進のスポーツ施設の整備・改修において、平成28年度に策定した中島村農村環境改善センター基本計画を基に、老朽化した施設設備の計画的な整備を検討し利用者のニーズに応じた環境の整備を図ることを、令和4年度を計画目標年度としているところであります。

本施設の整備については、平成31年第1回定例会において小室議員からご質問があり、教育委員会として緊急性、必要性を考慮して必要に迫られる案件から取り組んでいきたいと考えていると答弁いたしております。

小室議員から前からご指摘がございますが、全体の整備の中で要望のあるものがグラウンドのナイター照明整備であることは、私ども教育委員会として承知しているところであり、財政当局とは継続して協議しているところであります。そのほかの整備についても協議しておりますが、その整備には多額の費用を要するものであり、村全体の必要施策の緊急性において協議が調わない状況であることをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） まず、その土地利用計画についてなんですけれども、当然その国土利用計画と農振関係は切っても切り離せないものですからね。これは大事な、とにかく中島の将来に関わるとても大切な仕事かなと。それで、その農振関係がある程度進みましたよという話を聞いたんですけれども、私がかこの場で1つ言いたいのは、これ当然もう5年先、10年先を見越した事業になるのかなと思うんですけれども、見直しに当たってどのような方法、経緯、あとどのような人が参加したのか、あとはその作成に当たって村民とかそういう幅広い人たちの意見は聞いたことがあるのかと、まずそれについてお伺いいたします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） ただいまの小室辰雄議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、経過ですけれども、県のほうの当然協議が幾度となく行われまして、予算のほうをいただいた内容で、業務委託のほうで2か年にわたってこの計画を基本計画から本編調査まで平成30、令和元年ということで2か年にわたって動いております。その中に、まず村民の声でございますが、こちらのほうは農林業センサスを基にしている農業者のほうに、まずそこを基本にしてアンケート調査を全戸数行っております。回収率こそ5割、6割程度で、ちょっと詳しい数字は覚えておりませんが、5割、6割いただいております。それを大きく内容に取り組みさせていただきたいということで計画はしているものの、どうしても県との協議の中でなかなか優良農地を守っていくというところの概念からは、簡単に抜くというようなことはちょっとできないという現状がございました。

そういったものが時を経て、2か年にわたって出来上がったときに、そのとき総合開発審議会のほうに、再度こちらのほうも農振のほうの計画については諮問するというところでうたわれておりますので、通常総合開発審議会の皆様プラス、農振を諮る場合につきましては、まず土地改良区のほうの代表の方ということで、その方の新しい特別の臨時の委員ということで委任させていただいております。もう一つは、中島村の場合はずっと山林、森林のほうに農振の網がかかっていたものですから、その意見を取るということで西白河森林組合の組合長ということでも、臨時のほうで委任させていただいたという経過でございます。

以上です。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今のことにしても1点だけちょっと聞きたいんですけれども、これはその農振関係がきちんと確定する前に中間開示という方法はできなかったんですか。なぜかという、これは物が完結しちゃってから、こう決まりましたよとほかに出したって、実際にやっている地域住民の方からもこの辺は本当は何とかしてほしかったとか、そういう意見は絶対ゼロではないと思いますよね。開示して100%直せとは言いませんけれども、そういう方法もやっぱり、法的できないという話では別ですけれども、そこのところについてお答えください。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） それでは、ただいまの小室辰雄議員の質問にお答えした

いと思います。

途中のほうで基本計画、本編に入る前、もしくは本編が出来上がってからというところでの、村民とか住民への開示ということだと思います。それにつきましては、計画が出来上がりまして、縦覧公告という期間を設けさせていただいております。これが今ご質問いただいた開示ということの方法でありました。それ以外の方法につきましては、近隣市町村と確認をさせていただいて、県との協議の中でもそれで異議申立て等があればということでの期間でありましたので、そちらのほうの開示をしたということでもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 実際開示したといっても、一般人は分からないですね。その辺は、今後またいずれ見直しという時期が来た場合に、一般人も分かるような開示の仕方もちよつとあってもいいのかなと私は思います。

このことについては終わります。

次に、改善センターの改修の件なんですけれども、以前も同じこと聞きました、最終的にはお金がないと。その場合にブロックごとに分けてやると、そういうお話も聞きました。それで、そのAからCまで分けてやると、同じまた答弁であるのかなと思うんですけれども、ただ、それ前の話でスポーツ振興くじ助成金、そういうのを何か充てられればいいなと話を聞きましたけれども、実際そういうのを待たればいつになるか分からないですね。何十億という金じゃなくて、部分的に施行していくんだったらばそんなにその何十億とかそんな金がかかるわけじゃないし、その自己財源ということも何かと考えたことはないですか。でないと、このまま行って実際最終年度過ぎたって手もつかないで終わってしまうのかなと私はそう思うんですけれども。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） 小室辰雄議員さんの質問にお答えをいたします。

小室辰雄議員さんの考えるように、計画に基づいて実施に向け、教育委員会としては村財政当局と協議しているわけでありまして、教育委員会としましては、先ほども言いましたように、教育環境全体を考え、緊急性、必要性や時代の要請等を鑑み、その都度教育環境の整備に努めてまいりました。平成26年には、児童館の教育環境の検討に入りました。平成27年4月から施行される子ども・子育て支援法が制定される、その基準に児童クラブが対応できない問題や、改善センターを間借りしている問題、児童福祉法の改正などがあり、26年度から児童館の在り方について検討し、29年度に児童館を開館しました。また、30年度には、幼稚園の預かり保育室を建設いたしました。

このように、常に緊急性、必要性を考え、教育行政を推進しておりますが、改善センターの改修基本計画も十分承知しております。現在、教育委員会としましては、喫緊の課題であります昭和43年に完成しました給食センターの新築工事であります。完成してから50年以上が経過している建物であります。平成30年度に学校給食センター建設事業基本設計業務委託としてプロポーザルで公募し、基本設計を実施、31年度には実施設計が完了し、今年度、来年度にかけて建設し、令和3年度の第2学期からの供用開始を予定しております。

このように、教育委員会としましては改善センターの基本計画を含めて、教育施設、環境等全体の緊急性、

必要性を総合的に考えてよりよい教育環境の整備について検討し、財政当局と協議してまいりたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 教育長にもう一点だけちょっとお伺いしたいんですけれども、それは財政と言われればそれまでですよね、確かに。ない袖は振れないと、これは当たり前。それで、実際教育長の考えとしてこのグラウンド、そういうものは教育長の考える中でいいですよ。いつ頃予定しているんだと、予定になりますかと、そういう考えありますか。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） 小室辰雄議員さんの質問にお答えいたします。

給食センターが令和3年の秋に供用開始になります。その後に、教育施設の環境整備として考えられるのが中学校の校舎関係等が出てくるのではないかとふうに考えております。ですので、そういうことも踏まえて教育施設環境全体、総合的に考えて見直しを持ちながら検討していきたいというので、そういうふうに現在のところは考えております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） それ緊急性、必要性いろいろであると思うんですよ。私は、だからはっきり言いつつ頃なるんだと、それは正確な月日とは言いませんよ。私らは実際いろんな村民の方々から、話をしたって全然何にも役に立たない議員だと、そういうこともやっぱり言われる。そのときの返答するのは今はまだ給食センターやっているから、忙しくてこれとでもできないと、来年、再来年あたりは造るんじゃないですかと、そういう返答しかできないわけですよ。聞かれたら教育長のほうでなかなか返答するといったって、いや、来年できますよと財源の裏打ちがないから、それできないのはわかりますよ、当然ね。とにかく、それ当然多大な財源はかかりますけれども、その辺を何とかいろんな方策を考えて前に進めるようにしてください。

次に、防災に関して浸水地域の見直しというのは県からあったわけなんですけれども、その見直しによって県からはどうしろとか、何か条件とか、あとは村ではその見直しについて全般的にどういう考えを持っているのか、まずそれをお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

福島県が示した洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定につきましては、水防法第15条により、市町村はそれら想定される区域の住民等に対して、記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講じなければならないということでございますので、防災計画、水防計画が確定した後、ハザードマップに明記して村民の皆さんに周知しようと考えております。

このハザードマップにつきましては、今回のこの浸水想定区域を反映させますので、浸水想定エリア、避難所一覧、あと内閣府の警戒レベル5段階の記載、そして台風19号で被害が出たときに県道、村道、水没箇所が

発生したわけでございますが、それらもマップに反映させて、ハザードマップ作成をしていきたいと考えております。これらハザードマップにつきましては、作成して全村民へ配布するわけでございますが、特に浸水想定区域に入っている世帯の皆様につきましては、配布前にその部分を拡大してお示しした後に全戸配布したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 当然地域の住民には早急に説明というのは必要ですよ。

それで、県による、それ浸水地域見直しが行われたと。そういう間もなくこれ梅雨に入って、またいつ大雨が降るか分からない状況になってきていますよね。それで、現在その見直しされたという地図というか、はっきり分かるものというのはありますか。それで、なおかつ単純に言えば、私らが住む代畑地区だったら深さ何メートルまで一応見ていますよと、分かればそういうことが知りたいです。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

浸水地域の詳細につきましては、対象区域が阿武隈川の玉川村から上流の西郷村までの63キロの間の各河川に隣接する市町村が対象になっております。水害・土砂災害に関する避難勧告等の判断・伝達マニュアルには、先にそれら浸水想定エリアを図面に下ろしております。

ちなみに、こんな形ではあるんですけども、過去のハザードエリアマップにつきましては、最大5メートルの浸水でございましたが、このたびの県の浸水想定エリアにつきましては、5メートルから10メートルが最大の浸水の深さを想定しております。

中島村につきましては、色が4段階の区別があります。50センチ未満ということで黄色、そして0.5から3メートルにつきましては薄いオレンジ、3メートルから5メートルにつきましては濃いオレンジ、5メートルから10メートルの深さになるところにつきましてはピンク色に色分けされて示されております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 私、大事なこと1つ聞いたんですけども、私らが住む代畑地区、何メートルですかと、おおむね色分けです。なっているんだったら分かるじゃないですか。教えてください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最大3メートルから5メートルの水深、深さの色塗りがされておまして、0.5メートル未満のところから3色の色塗りがされております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） これ、浸水というのは泉川と阿武隈川からの越流を当然想定したものだと思うんですけども、3メートルから5メートルとなったら完全にうちは水没ですよ。これからいろんなことちょっと考えていかないと、住民の安全を守るということで、その中でもう一つなんですけれども、以前から災害があっ

た場合にいろんなことを常にここで述べているわけですが、県に対しての要望、堰堤の補強とかかさ上げとか、そういうものですね。とにかく地域住民の安心・安全ということを第一に考えなくちゃならないし、そういうことを考えて再度、今まであった質問とか問題について再度考察を重ねていただき、速やかに対応して絶対事故が起きないと、そういう体制を私は取っていただきたいと思います。

なお、県のほうにも堰堤のかさ上げとか補強、そういう問題について強く要望してください。

終わります。

○議長（藤田利春君） 以上で、6番、小室辰雄君の質問は終わります。

◇ 小 室 重 克 君

○議長（藤田利春君） 次に、3番、小室重克君の質問を許します。

3番、小室重克君。

〔3番 小室重克君 登壇〕

○3番（小室重克君） 皆様、改めましておはようございます。

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策について村長、教育長に質問いたします。

加藤村長は新型コロナウイルスに関する国の緊急事態宣言を受け、4月17日付、全村民、各事業所の皆さんへメッセージを發しました。6項目ほどの村長からお願いでありました。あのメッセージから1か月以上が過ぎましたが、その成果についてお聞かせ願いたい。

また、緊急事態宣言は教育、経済分野に大きく影響を及ぼし、後退を余儀なくされている現況にあります。今こそ、国、県、村の支援、生き残り政策が強く望まれております。中島村の教育、経済対策案等があればお聞かせ願います。

2点目、童里夢公園の再整備について村長に質問いたします。

平成29年6月定例の一般質問で、私は童里夢公園の再整備について伺いました。村長は、既存の施設の更新等で当面对応してまいりたいと答弁されました。あれから3年が過ぎ、ヨカッペ時計の三日月が上がるようになり、コミュニティーセンターのステージ等も整備され、ガマの穂も少なくなっているような気がし、利用者の一人としてうれしく思います。現在、新型コロナ感染症対策のため利用者は少なくなっていますが、常に利用者の目線で整備充実が大切と考えております。つきましては、今後施設の更新等も含め、整備計画があればお聞かせ願いたい。また、第5次振興計画が2022年までとなっていることに伴い、コミュニティーセンター前の駐車場の整備、パークゴルフ、ドッグランの整備並びに釣り大会、野鳥観察、野外コンサートのイベント計画等について住民から要望等を聞いておりますが、村長の見解をお聞きかせ願います。

以上、2点、よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、通告に基づきまして、小室重克議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症は今年1月、日本で初の感染者が確認されて以来、北海道や東京などで感染経路の特定できない症例が多数に上り、4月7日、緊急事態宣言が出されました。さらに、4月16日、緊急事態宣言対象地区が全都道府県へ拡大され、福島県においても様々な緊急事態措置がなされてきたところです。

村では、2月19日、中島村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対応等について協議してまいりました。4月6日には西白河地方の各市町村長連名で、さらに4月16日の緊急事態宣言拡大の際には村長名で、村民の皆様、各事業者様にメッセージを発信し、感染症予防のお願いをしてきたところです。

これまで県内では81名の感染者が確認され、県南地域では1名の発生が確認されておりますが、幸い本村では感染者は出ておりません。これもひとえに村民の皆様や各事業者様のご理解の下、感染予防対策に取り組んでくださっている成果と受け止め、感謝しているところでございます。

5月14日に緊急事態措置が解除され、その後、県内における感染者は確認されておませんが、まだまだ予断を許さない状況が続いています。引き続き感染予防の協力を呼びかけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育対策、経済対策案等についてですが、教育対策については教育長に説明させます。

現在、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、交付限度額5,504万円に対する事業申請をいたしております。

経済対策事業としては、地域経済回復プレミアム商品券発行事業、事業継続支援給付金、地域経済回復給付事業と3つの経済対策事業を申請しているところであります。各事業とも、新型コロナウイルス感染症対策の影響により売上げの減少や事業継続に支障が生じている中小企業、小規模事業者を支援するもの、地域経済の消費回復の支援を目的としたものとなっております。今後の事業採択に併せ補正予算措置を予定していますので、ご協力をお願いいたします。

次に、童里夢公園の再整備計画についてのご質問にお答えします。

童里夢公園は平成9年4月に開園し、今年で24年目を迎えるところであります。当時から自然を最大限に生かした自然公園として、村民はもとより村外の人たちにも親しまれ、現在も多くの人に利用されているところです。

公園内の修繕等については、平成26年度より老朽化した遊具施設などの更新や修繕を計画的に実施してきており、昨年度はコミュニティーセンターの外壁やヨカッペ時計の修繕を行い、公園を訪れた方からくり時計の演奏や音色を楽しんでいただいているところです。今年度はコミュニティーセンター内のトイレブースの修繕、歩道部のインターロッキングの補修、さらに国庫補助事業を活用し、公園内の水路に転落防止のため蓋がけも予定しております。

ご質問にあります再整備計画であります。本公園には様々なブースがありますが、新たにブースを設けるとか、既存のブースの大規模な変更などは考えておりません。これからも開園当時の自然を生かした公園として、既存施設を維持しながら来場者に親しまれる公園づくりを進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

また、公園内でのイベント等についてですが、昨年からくり時計の月を動かす可動部が修復され、訪れた観

覧者の皆様を楽しませております。また、新型コロナウイルス感染症対策における国の緊急事態宣言後も、園内にはコロナ禍の気分転換や、運動不足解消にウォーキングコースで運動をする利用者の姿が見受けられています。

さて、第5次振興計画の施策においても童里夢公園の整備、活用の取組として、村の地域資源である童里夢公園を有効活用し、新たな魅力の創出を図ると記されております。今後のウイルス感染症の状況と、新しい生活様式が定着され、示されるイベント開催の規模要件と照らし合わせながら、施策にある新たな魅力の創出につながるができるイベントの実現を検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） 続きます。私より教育委員会としての新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

まず、幼稚園についてであります。今期定例会に提案しております一般会計補正予算に、幼稚園保健衛生費として50万円を計上しております。これは、コロナウイルス対策費として1施設当たり50万円が交付されるものであります。この交付金を使って、子供用マスクや手指消毒薬、加湿器、ハンドソープなどの衛生用品を購入してまいります。

また、小中学校の対策につきましては、国が既に閣議決定しております第2次補正予算の中に、全国全ての小中学校に対し学校再開に伴う感染症対策費を盛り込むという情報があり、予算が成立すれば正式通知があると思っておりますので、それらを活用し対応していきたいと考えております。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 答弁ありがとうございました。

まず、教育長にちょっと新型コロナウイルス感染対策についてご質問させていただきます。

現在、この新型コロナ対策について休んでいる、不登校といいますが、そういうお子さんがいるのかどうか。ちょっと通告はしておりませんが、アバウトでも結構ですし、ノーコメントでも結構でございます。休んでいる児童は果たしているのかなというようなこと、それから、村の学力向上、研究集計、結果、研究集録を頂いております。それから、先日、中島村の教育ということで資料を頂きました。それぞれ中身を見させていただきましたが、各幼稚園、小学校、中学校、連携しながらしっかり対応しているなというような感じをしております。

ただ、ちょっと心配されるのが小学校ですね。これ2校あります。そういう部分でそれぞれの対策について、この辺が、例えば小学校の中で教育長が口頭で申し上げている村の重点5項目がございます。それを今年度も、令和2年も実施するというようなことで考えているのか。考えているとすれば、それを村の教育等に反映するというようなことは大切だと思っておりますので、その辺のお考え、特に父兄は、滑津の子、吉子の子、同じ教育を受けたいというようなことだと思っておりますから、その辺のところですね。考えがあればというふうに思います。

特に、この新型コロナ対策の関係で非常に重要視していかなくちゃならないのが、私はICT教育だと思っております。それぞれ国際化、情報化に伴ってこれを推進していく。新学習指導要領、その辺も含まれており

ますが、このコロナ対策を収束するにはかなりの時間がかかると思っております。ついては、教育長の考えの下、今後タブレット的なものを推進していくような考えがあるのか、その辺はこのコロナ対策に関連しても非常に重要なことだと思っております。他町村も補正、補正でコロナ対策に伴う申請、あるいは予算を考えている、そんなところがありますので、その辺のところ3点、できる範囲で結構でございますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 暫時休議いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） ただいまの小室議員さんについてのお答えいたしますが、通告の内容が十分でなかったために、詳しくは答えられない部分もありますが、まず1点目、コロナ関係によつての不登校ということはありますけれども、私もそれは心配でありまして、5月18日から段階的な学校再開になったわけですが、その後2週間、学校のほうに出席状況を報告するよう依頼して見てきました。その間、感染が嫌でとか、怖がってとかというような子供の欠席はありませんでした。つまり、子供たちが元気よく登校しているということ、大変素晴らしいことではないのかなと思います。これも家庭、地域の方々のご理解、ご協力のおかげではないのかなとふうに思っております。

2点目、2校がある中での、その中の村の重点5項目についてということがありましたけれども、これについては今年度も継続して、いろんな機会を通して話をしております。その中で、特にやっぱり子供たちを褒めて伸ばす、そして切替えということを言っておりますけれども、話を聞く姿勢、これが学校再開した後学校訪問しますと、幼稚園も含めて子供たちの教師と子供の関わりが大変よく、しっかりと話を聞く姿勢ができていると。つまり、切替え、そして話を聞く姿勢、先生方がそれに対して褒めて伸ばすという、こういうことを繰り返しているがために、学校再開後も落ち着いた生活をしているのではないのかなと思います。そういうことが日常の学力向上につながっていくと思っております。今後も継続して取り組んでいきたいと思っております。

3点目、ICT教育につきましては、やっぱり臨時休業中ありましたので、今現在、各家庭でパソコン等が使用できるかどうか、そういう環境整備等も含めて調査をかけているところでもあります。また、教育委員会としましても、これから一人一人パソコンが、タブレット等が対応でき、それを使用してできるよう今予算要求をしているところでもあります。それらを活用しながら充実した教育環境を整備してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 通告もなく、返答ありがとうございます。

非常にコロナ対策、いろんな面で影響を及ぼしている。そんな中で、果たして子供たちはしっかり学んでいるのかなど、その場合に何が必要なんだろうと、これは行政にも反映してくると思いますが、そういう支援をやったり早く補正でも何でも上げて支援していくというような体制を整えてほしいという思いで、通告なく質問しました。ありがとうございました。

それで、村長にぜひお願いしたいのは、今のタブレット教育、村長は国際化目指して頑張ってきました。今度は情報教育、これを一人一人に子供たち400名、四百十何名でしたか、ぜひ何とか予算措置をというような考えで思っております。

また、独自のコロナ対策の支援策、給付金、先ほどプレミアム商品券的なものとか給付制度、独自でというふうな形でお話をいただきました。大変対応等を期待しております。そういう部分で、早くやはり村独自のそういうものが出せるといいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと。

また、誘致企業さんが非常に心配している部分もあります。村長が誘致した企業もたくさんございます。そういう部分で、やはり村長自らいろんなその企業に出向き、困っていること等も含めて再度聞いたり、あるいはテレワーク等でも電話でも結構でございますので十分聞いて、やはり中島村長は情があるということなどでやはり大いにPRし、そしてできれば、その後国の制度、村の支援策が一覧表になって、中島村はこういう制度がございますよと、そういう部分でみんなに分かるように、ホームページでも何でもいいと思います。そういう部分で作っていくというようなことが私は必要じゃないかなというふうに思っております。その辺のところを再度、村長、答弁よろしくお願ひしたい。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの質問でありますけれども、直接は関係ございませんけれども、やはり子供たちのICT教育というのはもう既に村のほうとしても予算を計上しております、タブレット端末を子供たちに1人1台ずつということで今取り組んでいる、目標に向かって進んでいるところであります。ただ、これ全国的にタブレットが不足しているというような状況で、できるだけ早急に子供たちの手元に届くような形にしたいと考えているところであります。これも教育委員会のほうと綿密な連絡を取りながら、一日も早く子供たちがこういったタブレット端末を利用できるような環境をしていきたいなと思っております。

また、教育長のほうからお話がありましたように、やはりタブレット端末を持っていても、家庭に帰ってからそういったWi-Fiの環境がなければ宝の持ち腐れということになって使えませんので、そういった家庭環境も調査しなくてははいけません。そういったことも含めながら、村のほうとして今後進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、経済対策の中で、特に中小企業とか、それから小さな事業者、あるいは飲食店等においては今回の緊急事態宣言の中で、いろいろと自粛ムードの中、経済的に大変行き詰っているところがあるというような話を聞いております。そういったことも含めて、村としましては村独自の、今のところまだ現実味は帯びておりませんが、経済対策としてプレミアム商品券、20%のプレミアム商品券を発行するなり、特にそういった中小の飲食店をできるだけ有効に活用できるような、特色あるプレミアム商品券を発行したいと考えて

いるところであります。

また、総体的に国のほうから臨時交付金として5,504万円の交付金が予定されておりますので、その中でできるだけ地域の経済回復に役立てるような有効な使い方をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） ありがとうございます。

給付金20%というふうな感じで、プレミアム商品券ですね、この辺ありました。私としては、国が10万円ほどの給付金やっているの、それに併せて村から5,000円とか何かそういう部分で給付しちゃうというようなことであれば、早く終わるし、どうしてもプレミアム商品券となると自己負担がどうしても出てくるのかなと。そうすると、その辺で何かお金も自分のお金ですね、大変な状況から出さなくちゃならない。それよりは、もう頂いたものを即、村のそういう商店へ、そういう利用者等にできるような考えもまたいいのかなというふうに思いますので、その辺、ぜひ検討しながら進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

なお、童里夢公園の再整備については、私はそのコミュニティーセンター、せっかくあれだけのセンターを改修したり、いい環境にあります。そうすると、住民はやっぱあそこに行きたいねというような、利用したいねというような、いいね感覚がやっぱり必要なんだろうなという、やはり思い切ったその駐車場はそこまで行かせるとか、あるいはKIRASSHEとのあれなんです、そういう合同のところ提供できるような、そういうものもやっぱり村で、村長の発案でいろいろやっていくことによってコミュニティーセンター、あるいはKIRASSHE、公園が繁栄していきんだらうなというふうに思っておりますので、その辺のところもすぐにはできないとは私は思っておりますが、新しい振興計画に反映できるような考えを、ぜひ村長のほうで再度考えがあればお示し願ひたいと。よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） コミセン前の駐車場でありますけれども、本来そのコミセンに通じる道路というのは一般道路ではなくて、管理用道路に位置づけられております。ですから、一般の人があそこを通るとするのは非常に事故が起きたときとか、村の管理が問われる可能性は十分あるということだと思います。やはりあそこを一般道路にするのには、相当なお金が必要だということだと私は考えております。ですから、先ほど財政との相談も必要だと思いますけれども、行く行くはそういう方向で使えればいいなと思っておりますけれども、現段階では、あそこはやはり管理用道路と位置づけられておりますので、非常に一般の車が通るとするのは、万が一事故が起きたときの村の管理体制が非常に問われる危険性があるということでもありますので、ご理解いただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） ありがとうございます。

それぞれ理由があってできないものではないというようなことは仕方ないなと思います。ただ、知恵を出しながら、利用者がやっぱり利用できるような、コミュニティーセンター使いたいね、公園に、いろんなとこ

ろの中でやりたいねというようなことを知恵を出してお願いしたいというふうに思います。あそこまで遠いけれども、じゃ誰かが送っていってくれるとか、極端な話、自動エレベーターみたいな感じにしましょうとか、いろんなことでアイデアを絞っていただいて、特に若い人の知恵というのはすごいものがございまして。そういう部分で村の職員、執行部、そして住民共々利用しやすい公園にしていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 以上で、3番、小室重克君の質問は終わります。

お諮りいたします。ここで11時25分まで休議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時25分まで休議いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◇ 小松公雄君

○議長（藤田利春君） 次に、5番、小松公雄君の質問を許します。

5番、小松公雄君。

〔5番 小松公雄君 登壇〕

○5番（小松公雄君） それでは、早速通告に従いまして、質問を2点ほどさせていただきます。

まず最初に、買物弱者対策についてであります。

村で唯一スーパーでありました、滑津原のサンマートが閉店により日常生活に不便を来す人が急増しております。特に車を持たない高齢者の方々が悲鳴を上げています。隣の泉崎村では倒産したスーパーを村が買い取り、県内の大手スーパーに出店を依頼し、現在も営業を続けております。そこまでできるかどうかはともかく、デマンド交通を安価にして利用していただく、あるいはKIRASSHEの品ぞろえを増やして利用していただくとか、何らかの対策を講じていただくと考えております。ご見解をお願いします。

続きまして、感染症対策用品、災害時の水や食料等の備蓄倉庫の創設についてであります。

現在、コロナウイルスが収束化傾向にありますが、第2波、第3波が予想されております。そこで、マスクや除菌アルコール等の対策用品の備蓄をしておく必要があると考えています。実際蔓延しますと、手に入りにくくなるのがこれは目に見えております。あるいは経験済みであります。そこで、庁舎の増改築を予定しておりますが、その際災害時の用品も含めた備蓄倉庫を造っておいてはどうかと提案をさせていただきたいと思っております。

2点、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 通告に基づきまして、小松公雄議員のご質問にお答えします。

昨年6月の定例会において、温泉利用者に対する無料送迎について、調査を実施しながら検討してまいりたいと回答したところであります。その試験運行として、中島交通システム協同組合では、移動手段のないふれあいの郷温泉利用希望者のために、各地区公民館をバス停として周回バス運行を試験的に実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため実施できませんでした。試験運転については、今後の状況を注視しながら判断することになっております。

また、村独自の事業として、自動車運転免許証を自主返納された方を対象に自主返納支援事業を6月より開始しました。65歳以上で自主返納した村民の方に、デマンドバス利用券3万円分を交付するものです。白河警察署と県交通安全協会にこの制度周知の協力を依頼しながら、村民皆様へ周知を図っているところです。このような交通弱者支援事業や周回バスの試験運行を通して、買物弱者に対する支援対策を各種団体の協力を得ながら、制度整備をしてまいりたいと考えております。

また、KIRASSHEについての質問ですが、KIRASSHEの活動は中島村地域活性化協議会による運営であることから、どのような品目がどれだけあれば便利に利用できるのか、地域の皆様からの要望として中島村地域活性化協議会へ検討するよう働きかけたいと考えております。

次に、感染症対策用品、災害時の水や食料等の備蓄倉庫の創設についてのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策用品については、マスクは店頭に並ぶようになりましたが、消毒液、体温計などの感染防止に関する用品はいまだ入手困難な状態が続いています。今後の状況によっては、再度緊急事態宣言が発せられる可能性があることから、感染症対策用品を備蓄していく考えです。

また、時期を同じくして大規模災害が発生すれば、避難所を開設することになり、災害時の感染症対策用品の備蓄も必要となります。災害用備品として、避難者用マスク、消毒液、避難者同士のソーシャルディスタンス確保として間仕切り、その他保存食や水等、災害時の用品も含め、これらを保管するための備蓄倉庫が必要と、本定例会に補正予算を計上したところであります。

また、役場庁舎増築の際、備蓄倉庫を創設してはとの問いについてであります。今回計画している庁舎建設については起債事業を予定しており、要件として昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎の建て替えで、令和2年度までに実施設計に着手した事業とされています。備蓄倉庫については起債の対象とならないことから、新庁舎に設置するのではなく、役場敷地内、その他別な場所への設置など今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 先ほど村長がおっしゃったとおり、自主返納も含めて買物弱者が増えてくるのは、これは目に見えていることでもありますので、村内周回バス、これはありがたい話だと思うんですけども、買物弱者はやっぱりどうしても村外に求めていくんじゃないかと思います。当然生活用品や、あるいは食料品も含めて村でそろそろ店が少ないわけでもありますので、当然そのときのデマンド交通の利用が多くなると思われます。

やはりデマンド交通の値段を少し下げただけでも大事だかなと思っております。もう一つは、やっぱり KIRASHE の有効利用だと思います。お互いにやっぱり、それこそよく言うウィン・ウィンになるんじゃないか、村内で買物が済む、あるいはその出品していく人たちも消費が伸びて、よくなるんじゃないかと考えております。ぜひ、その辺は周遊バスも含めて、ちなみにですけれども、泉崎は今家賃を払っているのは村が土地の所有者に払っている、上物は村の所有なんで上物の使用料を村が頂いて、今運営しているそうです。それでもやっぱり持ち出しが多いですけれども、やっぱり行政に手伝ってもらわないとなかなか弱者解消にはならないと思っておりますので、ぜひお手伝いしていただければと思います。

最初の質問は以上であります。

次に、備蓄倉庫ですけれども、前にも質問したことあるんですけれども、備蓄って結構その災害時もそうですけれども、無駄に思われるんですよね。ただ使わないでいつまでも置くわけですから。できれば使わないほうがいいわけですから。それでもやっぱり必要だと思うんですよね。例えば、感染症だったら、やっぱり備蓄しておけば当然取り合いになるわけですから、持っていない高齢者の方に配るとか、あるいは学校に配るとか、あることがまず大事だと思うんですよ。それは当然マスクだけじゃなくて、アルコール消毒液とか手を洗う洗剤とか、あるいはそれは災害時にももちろん使えるものですし、ぜひ最悪なことを考えながら進めていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（藤田利春君） 以上で、5番、小松公雄君の質問は終わります。

◇ 椎名康夫君

○議長（藤田利春君） 次に、2番、椎名康夫君の質問を許します。

2番、椎名康夫君。

〔2番 椎名康夫君 登壇〕

○2番（椎名康夫君） それでは、通告に従いまして、質問いたします。

県内のコロナウイルスの現況は大分落ち着いて、ほぼ皆さん冷静になってきたかと思っておりますけれども、まだまだ第2波、第3波、これに備えなければなりません。重要な問題です。関連して2点、質問いたします。

1番目、村内の各施設においてはそれぞれ各種業務委託をしているところがあるわけですが、その中でも村民に関わりの深いところでは、輝らフィット指定管理運営委託、給食調理業務委託、そして福祉センター管理運営委託等々、大変重要な施設があります。今回のコロナウイルス感染防止のため、長期休業せざるを得ませんでした。果たして休業期間中の委託料はどのように取り扱うのか、話し合いなどは進んでいるのでしょうか。経過をお聞きしたいと思います。

2点目、村内の公立学校では、新型コロナウイルスの影響により断続的な臨時休校を行ってきました。その結果、不足した授業日数の確保が重要課題となっています。夏、冬休みの短縮や学校行事の縮小などいろいろ考えられますが、村としての具体的な考えはどうなっているのかお聞きします。

以上、2点、よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 通告に基づきまして、椎名康夫議員のご質問にお答えします。

現在、村では公共施設の維持管理等を目的とした業務委託、公共施設の管理に民間のノウハウを活用し、村民のサービス向上と経費節減を図ることを目的とした指定管理者制度を活用し、施設の運営を行っているところですが、

さて、ご質問の業務委託料についてでございますが、輝らフィットについては平成30年度から指定管理者として運営していただいております。利用料金等の収入、管理に係る支出、どちらも含めて事業者が管理運営することとなっております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、指定管理者との協議により4月9日から6月1日まで全館休館といたしました。休館前についても、施設内の換気や消毒液の配置、マスク着用やスタジオ教室の中止など感染防止策を講じてきたところですが、感染症への不安から休止している利用者もおられ、4月、5月分の利用料は全員徴収しないこととしましたので、収入減となることは承知しております。

現在、緊急事態措置が解除され、6月から段階的に再開しておりますが、状況によっては再度の休館を余儀なくされる場合もございます。今後の状況を見た上で、事業者としての休業補償制度利用による収入補填や実質収支などを精査し、協議してまいりたいと考えていますので、ご理解願います。

次に、福祉センター管理運営業務委託については通常の管理業務委託であり、燃料費や光熱費など実績に基づき委託料として支払いするもので、新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、支出額に増減がある場合には契約変更を行っていることから、委託先である中島村社会福祉協議会への直接の影響はないものと考えています。

また、給食調理業務委託については教育長より説明させます。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） それでは、私より給食調理業務の委託料についてお答えいたします。

給食調理業務につきましては、年度当初に調理業者と委託業務契約を締結し、その業務委託料につきましては年間委託金額を12か月等分し、毎月その業務が完了した翌月に支払いをしているものです。具体的な数字で申し上げますと、本年度は給食調理業務日数を年間221日として契約しておりますが、国からの学校休業要請により、4月は6日間、5月は8日間の合計14日間給食を停止しており、この分は委託料の減額となります。

しかし、学校休業に伴う今後の授業日数の確保のため、今年度は夏季休業日数を短縮する予定であり、その分現在の計画では10日間給食日数は増える予定です。また、今後コロナウイルス第2波、第3波の感染拡大が懸念される中、再度緊急事態宣言が発せられ、また学校を休校にしなければならないこともあり得るなど、予断を許さない状況が続くと思われまます。

こういったことから、給食調理業務委託料につきましては、業務委託日数が確定する年度末にその日数を精査し、契約日数に差が生じる場合には変更契約を締結し、委託料を変更する予定であります。

続きまして、学校の授業日数の確保対策のご質問にお答えいたします。

給食調理業務委託料の答弁でも触れましたが、今後の授業日数確保対策として、夏季休業期間を短縮する予定であります。具体的に申し上げますと、規則で定められる通常の夏季休業期間は7月21日から8月19日までの30日間ですが、今年度は8月1日から8月18日までの18日間とし、通常より12日間短縮する予定であります。また、週1回程度6校時授業を増やしたり、例年行っている学校行事を削減するなどして授業日数を確保していく考えであります。既に中体連などは中止が決定しており、今まで懸命に練習を続けてきた中学3年生には、本当にかわいそうな思いをさせているところではあります。大事なことは子供たちの学力保障であるということをご理解願いたいと存じます。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 各施設における業務委託について村長より説明いただきました。特段に問題なく協議されていると思いますけれども、輝らフィットに関しまして、3月の予算の中でも赤字が出たら、黒字が出たらどうするというところでちょっと質問ありまして、その都度協議すると、それは前回話題出ましたけれども、こんなに早くそれに該当するようなことが出てきてしまったと。でも、今回は、4月分、5月分は収入なしと、そういうことですね。輝らフィット、この契約書の中で何か発生した場合は協議すると、そのような契約書当然載っていますよね、補則ということで。それちょっと私見てはいないですけれども、給食センターに関しましては、郡山のメフォスという会社で、補則の第20条、契約に定める事項については甲乙協議の上決定するものとする、ということ載っていますので、ちゃんとした契約で成り立っているなど、それは承知しました。今、第1番目のは、これで了解いたしました。

学校の授業の新しい構成についてでございます。

まず、夏休みを短くして7月いっぱい子供たちが登校しなければならないと、子供たちは一番暑い時期に当然マスク着用で登校させるのか、それはこれから考えるのかと思います。朝だったらまだ涼しくてマスクしてもいいだろうと。帰り2時、3時下校時になれば、34度、5度と一番暑い時間帯退校するということになりまして、前日教育長のちょっと説明受けまして、西郡の教育長会議の中で決めたと、足並みそろえたと思えますけれども。その中で、夏休みと冬休み両方に振り分けるとか、また文科省が5月15日にも言ったように、履修できない授業数については複数年かけてそれをやり遂げることも特例で認めると、そのようなこともありますので、そのような話も議題に上がったんでしょうか。教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

[教育長 面川三雄君 登壇]

○教育長（面川三雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初でありますけれども、一番暑いときという登校下校とありますけれども、教育委員会としましては熱中症対策をしながら、水筒持参するとかしながら対応して子供たちの健康状態を把握しながら努めてまいりたいと考えております。

2つ目、夏休み、冬休み分けてという話もありますが、今ほど答弁しましたように、第2波、第3波がいつ来るか分からない、ですから取れるときにやっぱり確保する必要があるのではないのかなという考えから、夏休み本当に子供たちには申し訳ない。それぞれの家庭で状況があるわけですが、申し訳ないんですが、取りあえず夏休みを多く取って授業時数確保に努めたいということから、このような決定になったわけであり

ますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 考えはよく分かりました。子供たちにはかわいそうですけども、早めに不足分を補うと、それですっきりした形で2学期に進みたい。

それで、夏休み短縮で7日間はそれを補うことができるわけですけども、8日間授業数確保できますけれども、14日間休んだ分の残りの6日間は各時間割を延長して2学期だけで済ませる、そういうことになるんでしょうか。お願いします。お聞きします。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） 要するに、夏休みと、あとは休業日の差が出てくるわけでありますので、その差を埋めるために、先ほど話しましたとおり、週1時間程度、または2時間程度6校時を設けて時数確保に努めると、それがまず1点あります。

次は、学校行事の見直しであります。1学期できなかつたものを、2学期に一応持っていくわけでありますけれども、その中でも運動会、今までですと1日でやっておりましたが、これからのことを考えますと内容の工夫等も考えるのではないのかな。そうすると、時数の削減というのも出てきます。あとは、学習発表会もありましたときに練習もあります。ただ、体育館でやる部分もあります。密になる部分もある。ですから、どうすればいいのかなというところも考えられるところもありますので、そういうのを考えて、学校ではそれぞれ行事どう進めればいいのかということから、削減に努めて時数を確保する。

あわせて、教育課程というものは一応年間35時間で組んでありますので、それに対して授業日数は40週くらいありますので、ですから、少しはゆとりはあります。でも、それを当てにしていますと、また授業時数が足りなくなる部分もありますので、例えば国語の単元で10時間学習予定のところを1時間、2時間短くして、内容を濃くして進めるなどいろいろ工夫しながら、学校は取り組むよう指導しているところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 科目によっていろいろやりくりがあると、そういうことが発生するから、それは現場の専門家の先生方にお任せする、そういうことになると思います。運動会、学習発表会、大変子供たちにとっては自分を表現する一番大事な時期だと思いますけれども、行事ですけども、それまで行くのには準備期間がととても大変だと思います。ものすごい練習して、あれだけのすばらしい発表をしますけれども、今回はいろいろ知恵を出して、いろんな形でやっていただければ、できれば父兄も家族も参加したらいいなと思いますけれども、それはまだ時期を見てということなるとは思いますけれども、その辺まで努力してほしいと思います。

それと、先ほど教育長、国の第2次補正予算である程度各学校全てに予算がつくと、確かに100万から500万という予算つきます。それ以外に、ほかに補習を行う学習指導員や、とても忙しくなる教員を支えるスクールサポートスタッフ、8万人増強と、大変な数字は出ていますけれども、村としては学校の教職員だけで全てやっていけるんでしょうか。このような力もお借りすることになるんでしょうか。もし考えていることがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

学校を支えるために、今ほどありましたとおり、スクールサポートスタッフとか、退職した先生方を活用したりというところでもありますけれども、それをやるための人材確保が、まず人材がいなければ予算要求してもできないところでもありますので、大変難しいところではあるのかなと思いますので、そういうことは教育委員会としても考えながら、人材がいれば予算要求はしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 確かに人材を確保しなければ次の手が打てないと、分かります。限られた人数で今のところ、教職の皆さん大変な負担だと思います。それ以上に子供たちはストレス、負担、心を大変病んでいる子供たちもいるかもしれません。それらの子供たちを少しでも身軽にするように、いろんな方策を万全にしてほしいと思います。心身健やかに学んでほしいと思うのが私の気持ちです。

質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 以上で、2番、椎名康夫君の質問は終わります。

これで一般質問を終了します。

お諮りいたします。ここで13時ゼロ分まで休議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、13時ゼロ分まで休議いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、承認第1号 令和元年度中島村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 6ページお願いいたします。

歳出のほうで災害復旧費、項で農林水産業施設災害復旧費、目の農業施設災害復旧費、補正はゼロでありま

すが、補正額の財源内訳、国庫支出金1,190万9,000円減額、一般財源1,190万9,000円となっておりますが、これの説明についてお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず初めに、災害復旧予算の計上からちょっとご説明させていただきたいと思います。

11月13日、専決にて災害査定に係る設計測量を行うための委託料を計上いたしました。12月補正では、目視で確認した74か所の概算復旧工事費を確保いたしました。3月補正では、不用額を極力抑えた工事費6,308万円、こちらは災害補助対象と単独分の合計ということで試算しまして、減額補正を行ったところであります。財源内訳としまして、国庫補助金、地方債、一般財源とそれぞれ計上しております。

今回の専決処分を行った理由としまして、災害補助対象分として14か所ございます。その14か所を3本の工事に調整し、工事発注をしております。3本の工事とも個々の災害箇所を合冊といいまして、何か所を1つにまとめて工事発注を行っているところであります。それにより諸経費の調整、また工事内容の変更により減額となっております。また、当初補助対象としていた吉岡宇南の水路工事が受益者数の要件に当たらないということが判明したため、単独工事費に振り替えたことがあります。その結果、補助対象工事費が抑えられ、国庫補助金が減る形になりました。予定していた工事費6,308万円ございますので、その総額に財源不足が出てくると、そのために一般財源で不足分を補っていただいたということでもあります。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） おおむね解はしまして、この受益者が当初の人数にマッチしなかったと、補助対象にならなかったという説明であったんですが、それは最初から分からなかったということでしょうか。お願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この受益者数の要件ということで、用地の場合は受益者が1名以上ということが要件の一つになっております。また、先ほど説明いたしました水路の工事ではありますが、こちらは施設のほうの災害復旧になりますので、受益者数が2名以上というのが要件になっております。災害査定を受ける前に予算のほうを計上しております。災害査定を受けた際に、水路ですので水系ということで誰が、何人の方がその水路を使っているんだということが要件の一つになってきます。地権者数を調べていったところ1名の方しかいなかったということで、補助の工事費から該当漏れということで、単独のほうに振り替えたということでもあります。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 了解しました。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより承認第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、承認第2号 令和元年度中島村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 再び、対応となる建設課長にお尋ねしますが、災害復旧工事、6ページにあります、前の第7号でもありました災害復旧工事、同額の補正前の額が7,746万1,000円ということなのですが、専決で3月18日、今承認されましたけれども、3月31日に専決、2週間もしないうちにまた専決というような形を取らざるを得なくなった、その理由をお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、災害復旧の事業の流れについてからちょっと説明させていただきたいと思います。

災害発生後に災害査定というものを受けるようになります。この災害査定といいますのが、国庫補助対象箇所の位置づけであります。その災害箇所の位置づけが確定した後に、各災害箇所の復旧工事を行っていくことになっております。全ての災害復旧工事が完了した後に、事業完了届を県のほうに提出し、ここで初めて災害復旧額の内示を受けることになっております。内示の通知後に災害の補助金の交付申請を行い、事業費の交付を受ける運びとなっております。災害復旧の事業実施期間は3か年ということで決まっております、災害復旧事業費の精算についても3か年で精算が行われます。

補助金の交付の方法には概算払いと精算払いがありまして、概算払いとは単年度、1か年ごとにその年の事業費を請求するもの、もしくは最終年度に一括精算するものがあります。本村の場合は、事業期間を1年と目

標を決めていまして、3月31日までに事業を終わらすということで事業を進めてまいりました。年度末に一括精算を行う予定でございましたが、県に補助金の支払い等について問合せを行ったところ、一括精算にて補助金交付申請をした場合でも、年度内に満額交付を受けられないことが判明いたしました。概算払い請求を行っても、補助金の満額交付は望めないというような県の回答がされたところでもあります。このようなことから、補助金の交付額が不透明な状況にあるため、予定をしておりました補助金を減額し、一般財源にて一時立替えの形になりますが、予算の組替えを行ったところでもあります。

新年度含め、今後2か年でこの補助金の交付を受けますので、その際は一般財源に戻すということになります。補助金は、今後交付を受ける形になりますので、補助金が減ったということではなくて、年度内に補助金の交付が受けられることができない状況にあるため、一般財源で補ってもらったということでもあります。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 流れ的なものを今説明してもらったわけなんですけど、言っている意味、私も経験上分かるんですけども、あまり分からない人も結構いると思うんですね。

ちょっと時系列的に聞きたいと思うんですけども、内示を受けたのは、工事を発注して契約して、その国の補助金の内示を受けたというような話だったんですが、それはいつであったのか、まずその辺から確認したいと思うんですけども。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この内示額の交付なんですけど、まだ中島村については受けておりません。災害の箇所づけということで、指令前着工ということで、交付額が決定する前に現場のほうの復旧工事を行っていかということで伺いを立てて工事を行っているところでもあります。この工事の完了後に事業完了届を県のほうに出します。そうして初めて、災害復旧額の内示額というのが示されます。この内示額が示された後に、補助金の交付申請を行わないと補助金が入ってこないという流れになっております。通常の補助事業については、事業の前に事業の内示額というのが示されます。事業の内示額が示されますので、速やかに工事のほうが着手できて、補助金額が内示されていますので、その金額は交付されるという見込みが立つのが通常の補助事業であります。災害復旧工事については、各々それぞれの事業箇所の復旧工事が終わってしないと工事費が出ませんので、出た後に初めて内示額が示されるという運びになっておりますので、中島村についてはまだ内示額は示されておられません。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 内示額が示されていないということで、3月31日付で精算払いの手続を取ったということなんですけど、ちょっと不思議に思うのはその精算払い、工事も終わっていないのに精算払いというふうな手続というふうな形でさっきちょっと答弁あったと思うんですけども、なぜ概算払いのほうに持って行って3か年請求できますね、概算払いの場合でこの工事の進捗状況によっては、そういうふうになっていったのかということちょっと不思議に思うんですけども、その辺お願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

この補助金の交付を行う際の県のやり取りにおいて、県のほうは通常災害復旧工事ですので、3年間で精算すればいいというような、県の技術者であればそれが当然普通の業務ですと。本村においては、災害の事務を行った職員が少ないものですから、今回初めてだったということもあまして、単年度の事業で終わるといことですので、当然概算払いではなくて1年の精算だろうと思ひ込みもあつたのは事実であります。そこで食い違いがありまして、当然精算ですので、県からすれば後々、令和元年度じゃなくて2年度、3年度でも交付を受ければいいのかという県の思ひ込みもありました。県のほうもかなりの災害件数もありまして、細部にわたる事務打合せ等が今回はございませんでした。ほとんど電話とメールのやり取りということでありました。そういうことで、今回行き違いが出てきてしまったということですよ。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 専門職員のものがちょっと少なくて、そういうふうな形になってしまったということの説明なんです、そういうことを受けて、この精算払いにした場合と、概算払いにした場合の補助金の額にどのような変更が生じましたか。その辺ちょっとお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

概算払いの請求と精算払いの請求、どのような違いということですが、率が確定しますと、額的には同額が交付されます。精算払いですと、一括ということの意味合いだと思いますが、まだ事業年度が2か年残っておりますので、仮に一括請求を行っても単年度で満額が精算されるということとはなかなかないだろうというような県の説明であります。

国のほうとしまして、3年のうちに精算すればいいという災害復旧の交付の流れでありますので、そのようなことであります。

額的には変わりませんので、ただ概算払いを行っても村から申請した金額、満額来るのかというのもそれはないだろうというような県の回答であります。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 再三質問続けてよろしいですか。

○議長（藤田利春君） いいよ。

○4番（小林 均君） いいですか。ちょっと再三にわたるんですけども、じゃ続けます。

概算払いにした場合は県のほうからの補助金の額がまだ決定されていないので、どの程度来るかということもまだ把握はできていないということなんですけれども、それはそれでいいとして、皆さんも大分勉強にはなったと思うんですね、この災害復旧工事に関しては、初めての方も多かったことですよ、何らかの影響は受けているんじゃないかと思うんですね。前もって建設課長ともちょっと話、私の打合せの中では、してあつた中ではちょっと影響あるかもしれない。ただ、それは確定ではないというようなことなんですけれども、でも今後なるべくだったら補助金に影響のないような手を踏みながら、やっぱり採用していただきたいというふう思うんですけども、それはそれで私の要望としてそれで取り上げて終わりにしますけれども、あとちょっ

と聞きたかったのは、事故繰越の報告がありました、この前段でね。それで、この工事の中にその事故繰越のその工事が該当されている部分はあるのか、その辺のところちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど説明の中で補助対象工事が14本あると、それを3本に分けて発注したということを説明させていただきました。この3本の工事の中で、松崎地区の工事が第1回工事ということで発注させていただきました。その中で、中井地区の水田に流入した土砂の撤去という項目がありまして、復旧工事を行ったところでありまして、その箇所が3月以降、天候が悪くなったために、なかなか現場で重機を動かすことができないということで、そのようなことから事故繰越になった地区がございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。その箇所についてはもう工事は済んで、水田の耕作には影響のないという形で終わっているというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申しました、質問されました中井地区の箇所についてはもう既に復旧工事が終わってしまっていて、作付のほうはされておるところでございます。ただ、村内に2か所ほどまだ着手されていないところがございます。

まず1点が、皆さんご承知のとおり、鷹ノ岡地内にあります水田1か所、これは県の河川の復旧工事が終わらないと水田のほう復旧できませんので、それはまだ着手していない箇所であります。もう1か所が、天下一地内にあります畑があります。その畑につきましては、水路に面している傾斜のほうが被災されて、その箇所についてまだ手つかずの状況になっております。ただ、畑ですので、今蔬菜等の作物がありまして、そちらが終わって畑のほうに入れる状況になったときには、速やかに復旧工事を行いたいというふうに考えて今進めているところであります。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） ありがとうございます。

私が質問したのは、こういう質問、再度再度繰り返したのは、村の対応の仕方としては私はよかったというふうに思っているんです。何でもかという、この災害復旧の工事期間のない中で不調に終わってしまえば、仮に不調に終わっちゃったということになれば、多分これはもう工事終わっていないですね。当然不調になっていけば、水田に結局影響しているわけですよ。やれる水田がやれないで、耕作できない状態になってしまうと。ところが、取ってくれた業者がいたということは、結果的にはよかったわけですね。その対応の仕方が、何点かこう進行していったら事故繰越になってしまったと、正規な手続を踏んでもらったわけですよ。そして、工事を全て終わらせて、水田の耕作にも影響なく終わったということなので、私は結果的には不調に終わって水田が耕作できなかったというよりは、そういう手続上はそれでよかったなというふうに思っているわけです。ただ、さっきちょっとその概算払いと精算払いの件で、ちょっと補助金にどのぐらいの影響出るか分からないで

すけれども、そういった手続を今後減額のないような、補助金の対応のその申請の仕方とか、そのやり方とかということを学んでいただいて、今後のためにも思って、いつまたこんな災害が来るか分からないわけですから、対応していただければというふうに思っています。そんなところで私のほうは質問したわけでありまして、そういうことで質問は終わりたいと思います。

以上です。どうもご苦労さまでした。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより承認第2号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、承認第3号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより承認第3号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、承認第4号 令和2年度中島村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより承認第4号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。

次回会議は6月11日午前10時に開会しますので、ご参集願います。

起立。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時28分

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和2年第2回中島村議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年6月11日(木) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第27号 中島村税条例等の一部を改正する条例
日程第 2 議案第28号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第29号 中島村国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第30号 中島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第31号 中島村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第32号 中島村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第33号 中島村道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第34号 令和2年度中島村一般会計補正予算(第2号)
日程第 9 議案第35号 令和2年度中島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第10 議案第36号 令和2年度中島村簡易水道特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第37号 令和2年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第38号 令和2年度中島村介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第39号 令和2年度中島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第14 中島村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
日程第15 陳情第 2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

(追加)

- 日程第 1 議案の上程 提案理由の説明(議案第40号から発委第4号まで)
日程第 2 議案第40号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3 発委第 3号 議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4 発委第 4号 国の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について
日程第 5 閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

出席議員(8名)

1番	菅野昇君	2番	椎名康夫君
3番	小室重克君	4番	小林均君
5番	小松公雄君	6番	小室辰雄君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤 幸一 君	副村長	吉田 政樹 君
教育長	面川 三雄 君	総務課長	木村 修 君
会計管理者兼 税務課長	鈴木 勝男 君	住民生活課長	小林 隆 君
建設課長	齋藤 満 君	保健福祉課長	藤田 幸江 君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹 勝人 君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間 俊一 君

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	矢吹 康裕	書記	真船 優
------	-------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、議案第27号 中島村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第28号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第29号 中島村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第30号 中島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第31号 中島村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 最後の段になるんですが「第2条第7号の次に次の1号を加える。」ということで7号の2項ということになるんですが、最後に「申請書の提出の受付」と、広域連合条例附則第1条の2で「傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」ということで追加になったわけなんですが、提出の仕方でのよう

な形で対応するのか、やるのか、要綱等作ってあるんでしょうか。その辺も含めてちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの中島村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてですが、今回の条例につきましては、福島県広域連合が主体でありまして、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が行われたことによつての中島村での申請事務を受ける事務をやることが記載されたわけでございます。

それら細かい申請書などの様式につきましては、今申し上げたとおり、県広域連合のほうで規則で定められたものを使用して手続するようになります。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。

疾病手当金、傷病手当金というんですか、傷病手当金を受給、コロナ関連だと思うんですが、新型コロナウイルスにかかって、実際、陽性になったということで、自分から申請するということになるわけですか。自分が役場のほうに申請するということになる、これ広域連合のほうに申請する、どっちですか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的には自分でございます。ですけれども、陽性だったり、そして役場で事務手続するようになります。しかしですけれども、その本人が来られないとかであれば、それは代理とか家族の人がやったりとか、それは臨機応変に対応してまいりたいとは思いますが、そのようなことでよろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、議案第32号 中島村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案第33号 中島村道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、お伺いいたします。

まず、文言の中の第3種、第4種の道路の違いの説明をお聞きしたいと思います。

それと、言葉の中ではちょっと把握できないんですけども、自転車通行帯を造る、左側にとは書いてありますけれども、当然、行き来があります、上り下り。ということは、右側と左側両方に自転車通行帯を設置することができる、そういう理解でよろしいのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず初めに、通行帯の片側だけなのかということからお答えしたいと思います。

左側に通行帯を設けることができるということですので、上下線ともに左側ということで設けることができるという解釈であります。

続きまして、第3種、第4種の区分であります。第3種の道路とは高速道路、あと都市部の高速道路、あと高速道路でも一部国道扱いの高速自動車国道、あと都市計画道路以外の一般的な道路ということになります。ですので、3種につきましては、村道とか、そういった農道とか、そういった区分の一般的な道路というような扱いになります。続きまして、第4種の道路につきましては、都市計画道路、都市計画で整備した道路というような取扱いになります。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 説明を聞く限り、あまり村とか地方にはあまりすぐには関係してこないのかなと、そのように感じます。ただ、村内では歩道上を小学生の通行時に自転車通行したり、擦れ違っています。社会の方もそういう方がいます。自転車通行も看板が出てるんで、それも部分できると思いますけれども、13歳未満とか70歳以上とか障害者とかいろいろ条件あるわけですけども、そのような、見ていると自転車が小砂利等でこけてしまいます。そのようなときに子供たちとちょうど遭ったら大変だと。お互い目視できる状態ですので、今のところそういうことはありませんけれども、もし中島でもできるのであれば、条例を整えば、自転車通行帯を設置できればいいなと思います。返答は結構でございます。要望します。

質問終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第8、議案第34号 令和2年度中島村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） それでは、取りあえず2点ほど質問させていただきます。

まず、11ページをお願いします。

総務管理費の中の目の10番地域振興費、18番負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金、これを具体的にどこで使用するのかをお聞きしたいと思います。それがまず1点です。

2番目に16ページ、農業費の中の目の19番農業農村整備事業費、区分の12の委託料、14の工事請負費の調査設計委託料、測量業務委託料、その下の農業水利施設危機管理対策工事、この具体的な使い道をお願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回のコミュニティ助成事業補助金でございますが、昨年度申請をいたしました案件が2件ほどございました。その中で、コミュニティ助成事業補助金の助成金の決定ということで、まず1件だけ該当ということになっております。

内訳としましては、今回は二子塚部落の自治会のほうで申請をいたしました公民館のほうのエアコンの整備ということになります。内容につきましては、二子塚のほうではもう既にコミュニティーの場所が築20年以上経過しております。それで、近年の猛暑の異常気象の中で、なかなか利用する頻度が落ちてきているということで、何かいい事業はないかというところが相談ありましたので、通称宝くじの助成事業のほうに申請をしたところ、今回該当となりました。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず初めに、12番の委託料であります。調査設計委託料としまして、こちらは二子塚地内にあります前池のため池診断の委託料であります。今年度要望しております、国のほうの補助金がつきましたので、今回補正を上げさせていただいたところであります。

続きまして、測量業務委託料であります。こちらは、国の防災減災事業で水路等に蓋がけができるという事業があります。そちらに申請を行いまして、童里夢公園内の水路に蓋がけを行うよう要望したところですが、こちらにつきましても採択いただいたということで、測量設計業務委託と、あと14番工事請負費の3,500万を追加で補正させていただいたところであります。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） よく分かりました。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） おはようございます。

今の関連でございまして、農林水産業、農業費、農業農村整備事業費の中の工事請負費、農業水利施設危機管理対策工事費、童里夢公園の蓋板をかけるということなんです。これに対して、例えばこの事業に対して今後も続くか、私とすれば、この事業は大まかにちょっとどんな事業があるのか、どんなことができるのか、その辺もちょっと説明お願いしたい。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この事業の申請を行った際に、国の防災減災事業ということで農業水路等の危険箇所について蓋がけ等が行われるというような事業の内容でありました。当然、本村をはじめとする土地改良区のほうも一緒に申請のほうをさせていただいたところでもあります。今現在では、水利農業用水路の蓋がけと危険箇所の改善というような位置づけになっているかなというふうに理解をしているところでもあります。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） これは当然必要な事業と判断しておりますが、ちょっとホームページ等々で農業水利施設危機管理対策事業、この内容をちょっと見させていただくと、土地改良施設の災害に係る危険危機管理向上のための必要な施設の整備だというようなことが載っております。それで、いろんな事業ができるような感じがしております。内容は分かりません。緊急排水ポンプの設置をすとか、安全等の排水路、洪水水位調整のための施設、装置、ポンプもしくはゲート等の遠隔装置のそういうもの云々、そういうのがちょっと見えたものですから、今後いろんな面で、特に災害、台風等が多くなる季節もありますし、今まで台風19号でかなり被害を受けた地区もありますから、そういう部分のできる事業を、県、国それぞれいろいろ調査し、事業等に反映してほしいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） おはようございます。

ページ数で15ページ、説明の中に発熱外来設置負担金とありますが、その内容について説明をお願いいたし

ます。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） おはようございます。

ただいまの質問についてお答えいたします。

こちら発熱外来であります。今回、西白河市町村会と白河医師会、白河厚生病院の3者協定で発熱外来というものを設置いたしました。こちら熱のある方ができるだけ総合病院とかそういったところではなく、こちらの外来を受けて、発熱外来ではPCR検査は行わないんですが、そういった新型コロナウイルス感染症の疑いがない方についてはこちらの発熱外来のほうを受診していただいて、できるだけ感染後隔離するような施設を市町村で設置していこうということで設置されたものでございます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 幸いなことに、これ県南地区というか福島県でも最近発生がゼロということで良いことなんですけれども、これは第2波、第3波に備えての準備だと当然思うんですけども、これは設置場所は厚生病院ですよ、たしか。それで、もうこれは既に臨戦態勢と言ったらおかしいですけども、いつでも稼働できると、そういうような体制はもう整っているんですか。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

こちらの発熱外来ですが、5月22日に既に開始されております。現在までに10名ほど受診されております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） もう1点だけ質問させてください。

これは当然、コロナウイルスだけだと思うんですけども、これになるべく行かないほうがいいと思うんですけども、行くのには当然、真っすぐ行くということではできないのかな、これは。ただ、かかりつけの医者と言っても、なかなかかかりつけの医者を持ってない人もいますよね、一般的に。そういうときにはどう判断すればいいのかな。どこに電話して、真っすぐそこに電話するか、私らは、それは既にそっちこっち同じ医者にかかっていますけれどもね、健康な人がなった場合に、じゃ、どうしましょうと、そういう判断的なものが分かれば。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） では、ただいまのご質問についてお答えいたします。

かかりつけ医がいない方、こういった方にこちらを利用していただくというのも一つありまして、発熱外来が設置されたところです。こちらについては、まず発熱の症状が出た場合、まずは県の帰国者・接触者相談センター、こちらに連絡いただく。もちろん、かかりつけ医がいる方は、そちらに行ってくださいことになるんですが、そちらの相談センターに相談して新型コロナウイルスの感染症の疑いがない方については、こちらの

発熱外来の連絡先を紹介して、そちらで予約いただくという流れになっております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） ありがとうございます。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ページ数で18ページお願いします。

9番の消防費の中の災害対策費の中に消耗品費と防災倉庫ありますが、これはコロナ関係のようなんです、防災倉庫、どんなところにどのぐらいの大きさで設置するのか、場所または大きさが分かれば、また中に入れる品物なんかどんなものを入れるのかをちょっと説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

款の9、項の1消防費、5の災害対策費の需用費からまずご説明いたします。

こちら消耗品費79万円でございますが、おっしゃられるとおり、コロナ感染症対応の消耗品の購入です。内訳なんですけれども、マスク、あとアルコール消毒液、あと間仕切りテントの購入費でございます。

次に、17備品購入費の防災倉庫につきましてですが35万2,000円、いわゆるスーパーハウスなんですけれども、大きさは4.71平方メートルの仕様でございます。置く場所は役場タンク車倉庫の後ろのスペースに設置する予定でございますが、中に入れるものとしましては、今申し上げた消耗品及び備蓄食料など、スペースの空き具合を今後入れてみて、いろいろ考えながら蓄えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 倉庫の大きさ的には、もっと大きい倉庫なんかやってね、備蓄、もう少し防災関係のものを入れるようなやつを期待していたんですが、ちょっとコロナ関係が主みたいに受け取りました。これもコロナが終われば、今後は一般的な防災のほうに切り替えるような考えありますか。お願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

もちろん、そのように考えております。実際、防災関係のものですと倉庫のスペースに入ることは入るでしょうけれども、どちらかというと今のところは清潔なものを入れて、土のう袋など、そういう消耗品なんです、それらにつきましてはタンク車が入っている倉庫だったり、さきの議会でもご説明しておりますが、岡ノ内の前のスペースなども使用して対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 了解しました。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今のやつに関連質問なんですけれども、これ備蓄倉庫、備蓄するということは当然、期間的に長期にわたると思うんですよね。あした使うものじゃないし、使うのか分からないのを備蓄したほうが安全だ、いろんな防災のために備蓄って思うんですけれども、ただ、それ長期にわたって貯蔵する場合に、果

たして簡易的な倉庫でいいのかと。暑さ寒さが当然あるし、暑い場合に中、40度、50度になりますよね。そういうところに実際、土のう袋とかそういうのだったらいいですよ。アルコールとか、だからそういうものを果たして入れていいのかと。金額的にその倉庫、これしかないとはスーパーハウスだからしょうがないと言えばあれだけでも、実際に置く場合にはもう少し考えて、設置場所等考えてやらないと、万が一ということもありますよね。中が50度、60度となるし、そこにマスク類だ、いろいろ置いたりして自然発火も考えられるわけだし、だからもう少し考える要素があってもいいのかなと。どこか中島村の施設で空いている施設がいっぱいあるでしょう。何でもかんでもそこ置かなくなつて。その辺ももう少し検討の余地あるかなと私は思います。何か、その辺考えましたか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまおっしゃられたとおりで、食べ物であったり、衛生関係のものをスーパーハウスに入れることについては、条件だったり、今おっしゃられたとおりだと思います。それでなんですけれども、役場庁舎内の空きスペースであったり、あと保健センターであったり、社会福祉協議会の倉庫もあつたりして、そちら今申し上げた施設などのスペースを有効活用して考えていきたいと思っていました。ですので、スーパーハウス、今回入れるものは先ほど申し上げたとおりでございますが、今回だけでなく、これから徐々に備蓄食料なども毎年購入していく考えでございますので、衛生面も考えて保管できる体制を整えてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今言われたように、とにかく中島はよく精査しますと、結構空いている場所ありますよね、使われていないと。とにかくそういうのを有効に使って備蓄を進めてください。

終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、お伺いします。

17ページ、同じページ、その中で土木費の中の目、6の道路橋梁事業費、説明文として道路メンテナンス事業補助、この内容をお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

17ページ、道路メンテナンス事業補助であります。歳入のほうの8ページをご覧になっていただきたいと思ひます。

こちら、国庫支出金のほうの説明が載っております。当初、吉岡橋の補修工事と二子塚・町畑線の歩道整備につきまして、防災安全交付金事業ということで、こちらで事業を展開しております。今年度の吉岡橋補修工事につきまして、国のほうから道路メンテナンス事業補助ということで名称の変更がございましたので、そ

らを組み替えたものであります。

そうしまして、17ページの土木費、工事請負費の欄で道路メンテナンス事業補助、こちらが吉岡橋の補修工事の費用ということになります。今回、当初3,500万ほど予算計上させていただきまして、今回、要望額より大幅に補助金ほうが、事業費がつかまりましたので、そちらを増額補正しまして、計上しているところであります。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 多めに補助が来たと。吉岡橋に関してですけれども、橋桁、橋脚の工事をして、その延長線として道路のメンテナンスということになるのでしょうか。また、道路のメンテナンスというのは、橋の道路の部分を入替えするとか上乘せするとか、オーバーレイするとか、どのような工事になるのでしょうか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

吉岡橋の補修工事につきましては、当初計画しておりましたとおり、橋桁、下部工、上部工、また舗装面の補修工等、計画していたとおりに事業は展開していきます。道路メンテナンス事業ということで名称のみの変更がされましたので、事業内容は従来どおりの計画していました事業を行います。こちらの説明文については、国のほうの名称変更ということでご了解をいただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 橋脚の工事が完了して、なおかつ名称は変わるけれども、メンテナンス事業を使うと、そういうことですか。道路そのものは、橋の部分はいじらない、車の乗っかる部分は、その辺ちょっと。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

説明不足で申し訳ございませんでした。従来どおりの、当初計画しておりました吉岡橋の補修工事につきましては、橋桁の補修工事とか、あと上部の伸縮圧縮装置とかというものを計画しておりました。その事業内容については、今年度計画どおり行います。ここで言っている道路メンテナンス事業というのが、国のほうの補助をつける際の名称ということで、今後補修工事を行った後、道路のメンテナンスを行うとかということではありませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 失礼しました。いろいろ専門業界用語の使い方、言葉の使い道、使い分けということで、このような名前で工事はやるけれども、実際はメンテナンスをやるというわけではないと。普通、メンテナンスと考えれば実際いじくるものだと思いますけれども、分かりました。これで吉岡橋はもう完了、今年度で大丈夫ですか、まだ続きますか、どうですか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後、今積算業務を行っておるところでありまして、工事費が出てきます。その工事費が出てきたときに、

今年度完了できる見込みなのか、次年度以降も続くのかということがはっきりすると思いますので、積算業務の進行待ちということで今は待っているところであります。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 分かりました。早く順調に進めばいいと思っております。ご苦労さまです。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 今の関連でちょっと質問させていただきます。

メンテナンス事業という事業名変更になったわけなんです、補助率関係は補助金と交付金、国県支出金なんかを見ると、ちょっと若干数字が違うんですけども、歳入とここに載っている金額が若干違うところが見受けられるんですけども、多分これ当初予算のところ増減があって、こんな感じで国県支出金が、それから地方債の金額が最終的にはこの金額で合うんだなというふうにも解釈できるんですけども、その辺の説明と、先ほど言った事業名が変わって補助率はどうなったのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、補助率のほうからご答弁させていただきたいと思えます。

こちらは、8ページにあります国庫支出金のほうの目で4番土木費国庫補助金、説明欄に防災安全交付金事業と、あと道路メンテナンス事業補助ということで2段が載っております。こちらの補助率であります、昨年度は60.5%の補助率でありました。今年度につきましては59.95%ということで、若干の減となっております。

続きまして、17ページの補助の内訳等であります、こちらは当初、予算取りもしておりますので、こちらに載っております国県支出金並びに地方債、一般財源と数字が載っております。こちらにつきましては、今回の補正に関わる分の財源内訳となっております。左側に補正前の額、補正額、計ということであります。計が8,120万1,000円、こちらが今回補正した後の道路橋梁事業費等の合計金額がこちらになります。金額的には合致しておるところであります。

また、地方債の額ということでお話ありましたので、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、5ページの変更ということで、こちらは防災安全交付金事業の地方債の表であります。当初、補正前が限度額2,300万円ということで計上させていただいたところあります。こちらの内訳としまして、吉岡橋の補修工事が1,200万円、二子塚・町畑線の歩道整備につきまして1,100万円ほど計上しておりました。それで、まず、二子塚・町畑線の歩道整備につきまして、当初交付金の申請を行ったところであるんですが、内示額が70万円ほど減額されて内示されたということがありますので、こちら、今回70万円を減額させていただきまして1,030万ということで、起債のほうを計上させていただいております。

続きまして、4ページの道路メンテナンス事業補助であります、こちら先ほど申しましたとおり、吉岡橋の補修工事の名称変更ということから、5ページの当初の金額1,200万円をこちら4ページのほうの追加ということでさせていただいております。また、先ほど説明させていただいたとおり、内示額が大幅に増となったことから、今回補正としまして1,680万円を増としまして、トータル2,880万円の起債のほうを計画させていただいているところであります。こちら、当初の金額と今回の補正の金額ということで照らし合わせますと、財源

内訳等については合致するというところでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 3番の道路新設改良事業費まで説明も受けたわけなんですけれども、なぜこの減額で一般財源のほうに充当しなくちゃならなかったのか、その辺の理由をお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、3の道路新設改良事業費、こちらにつきましては、二子塚・町畑線歩道整備事業と滑津・後山線の改良工事の事業に事業分を行っている科目であります。今回、二子塚・町畑線歩道整備事業について151万9,000円ほど補助金が減額になっているということであります。こちらは申請した金額より減となって交付されたものであります。今回、減となった金額で今年度の事業の遂行ということで試算したところ、事業展開はできるだろうということで補助金のみは減額させていただいたところます。補助金の減額、事業費が下がったことにより、地方債のほうの借入れも減額とさせていただきます。ただし、歳出のほうでは減としておりません。当初は、減額された金額が内示されておりますが、今後増となることも考えられることから、歳出のほうだけは減となったものを一般財源に振り分けて財源の確保だけを行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 要するに、補助金の額が内示が変更になってきたというふうな考え方でよろしいですか。分かりました。了解しました。

続けて、質問させていただきますが、一つ一つ分かりやすいように質問させていただきます。

教育費なんです、教育費の幼稚園費、会計年度任用職員給料が今回補正で増額になってます。それから、失礼しました。今のページ数は19ページ。

それと、20ページの社会教育総務費、報酬で205万1,000円、会計年度任用職員が今回減額で計上されてます。この理由をちょっとお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目が19ページの幼稚園費の給料、会計年度任用職員の211万8,000円の増額でございますが、若干の組替えもあるんですけれども、一番大きなのは一般職員がお産で産休に入る職員がおります。その今度新たにフルタイム職員の募集をしたいということで増額、それを合わせて211万8,000円を増額いたします。

さらに、20ページの社会教育費のまず報酬が205万1,000円の減と会計年度任用職員の200万1,000円の増でございますが、当初、報酬につきましては、会計年度任用職員のパート分でございますが、給与のほうはフルタイムということで、当初予算というか予算編成時、1月頃から大体固めるというか、見積もるんですけれども、実際に応募があった方のお話合いというか、職務内容とか経験とかを勘案しまして、フルタイムのほうでも十分任せられるというか、それなりの資格とか持っている方ですので、パートではなくフルタイムとして今回

は組み替えるというような予算取りになっていますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。分かりましたというのは幼稚園のほうの関係は分かりました。

今の20ページの関係なんです、パートの職員からフルタイムの職員のほうに替えたということなんです、
どういう関係の仕事をやろうとしているわけですか。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） この分につきましては、いわゆる社会教育指導員というか、そ
ういう社会教育指導のほうの仕事をお願いする分の費用として計上したものでございます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） いわゆる今までの社会教育指導員の方々がいました。それでも1週間に何回か、2回か
3回ですか、1週間に来て仕事をしていただけなんです、その方々の、何というんですか、今回のフルタイ
ムの給料ということで、今度は月曜日から金曜日までフルタイムで行うというような体制でよろしいんですか。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） 今ほどのご質問でございますが、週に何回というのはかなり前
の雇用形態だったかと思うんですけれども、昨年頃も嘱託、臨時というような名称でやっている頃も常に一般
職と同じような時間帯では、こちらに勤務されておりましたので、実際に今度応募があった方は、私ども採用
のときに面接なりそういうのをいたしまして十分、何というんですか、フルでもやっていただけるような力も
持っているし、逆に、そういう仕事もやっていただくということで、さらに条件と言ってはあれですけども、
フルでも十分勤務させられるということで、今回組み替えたということでございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。

16ページの農業農村整備事業費、委託料等工事請負費、先ほども質問に上がりましたが、前池のため池診断
委託料ということなんですけれども、あと童里夢公園の水路の委託料と蓋がけですね、あと工事費も同じです
ね。これは補助事業であるというふうな説明でありましたが、補助率のほうを教えてください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、国庫補助率100%ということで計上はいたしております。よろしくお願いい
たします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） ありがとうございます。大変補助率のいい、全額補助金だということで大変すばらしい

事業を見つけてくださったと思います。ありがとうございます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 歳入のほうで申し訳ございません。ページで8ページ、国庫支出金の中、国庫補助金、目で5番教育費国庫補助金、区分で学校臨時休業対策補助金19万3,000円、それから区分7で教育支援体制整備事業費交付金50万円、この充当先と内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、8ページの教育費国庫補助金の6、学校臨時休業対策費補助金でございますが19万3,000円、これは小・中学校の3月、国からの要請によります休校に伴う学校給食を停止した、12日間給食は停止したわけでございますが、それに対する業者に対する下支え、国の補助金事業ができましたので、その補助金を計上したものでございます。

それと、7番の教育支援体制整備事業費交付金でございますが、これは幼稚園の保健衛生費、一般質問の際も教育長のほうから答弁いたしました。1施設当たり限度額50万円、満額でございますが、それがもう既に内示になりまして、それを今回、歳出のほうで、後でご説明しますが、これを受けてコロナ対策というか衛生品を買うということでございます。

具体的に、今度歳出のほうに向いますが、まず学校給食の関係では22ページをご覧ください。

18負担金補助及び交付金25万9,000円、これが満額というか、各3月の国の休業要請に対する主食、パンや麺、米飯、牛乳、それらの加工費、賃金等の、本来休業がなければこの分が収入として入ったであろう各業者のほうに交付される金額、補助金として出す分でございます。いわゆる補助金については4分の3、75%でございますので19万3,000円を受けて、さらに一般財源で4分の1を上乗せしまして、トータルで25万9,000円を補助するということでの計上でございます。

さらに、先ほどの幼稚園関係につきましては20ページです。20ページの需用費の消耗品費、5,000円につきましては補助事業ですので、満額使いこなせねばなりませんので、端数とかも考えまして50万5,000円を計上しておるわけでございますが、子供用のマスク、消毒薬、加湿器、ハンドソープなどを買う予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 了解しました。ありがとうございます。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 15ページをお開きいただきたいと思ひます。

4の衛生費、目の5環境衛生費の中の12番委託料、除染対策事業委託5,500万円の補正を組んであるわけですから、当初で1億強の予算が組んでありますけれども、補正をした理由をお伺ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちら、今回補正を計上した理由であります。仮置場ののり面について追加工事を行うための補正内容であります。仮置場につきましては、造成時に切土面、盛土面について種子による吹きつけの緑化の工事を行ったところであります。切土のり面につきましては、土壌の栄養不足等により表面緑化が剥がれ、表土が流出している状況にあります。また、盛土のり面につきましては、場内からの地下水の影響により表面緑地が根づかず、亀裂が生じているため、今回の原状回復を、委託におきましてそれぞれののり面の整形を再度行った後に植生工を行いたいということで追加の分を計上したところであります。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 結構な金額ですけども、原状回復のためだけの予算ということですか、5,500万円というのは。そうすると、1億はU字側溝の堆積物撤去とはもう関係なく、1億5,000万みんな原状回復のために使うということですか。結構な金額ですね。分かりました。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ここで11時25分まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時25分まで休議いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時25分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第9、議案第35号 令和2年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、お伺いいたします。

7ページ、お開きください。

款の2保険給付費、目の1傷病手当金、先ほど条例で可決されたばかりですけれども、早速数字が載っています。この傷病手当金123万6,000円、どういう根拠によって導き出したのか、人数とかがあるかと思いつけれども、それをお聞きしたいと思つます。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7ページの款の2傷病手当金の123万6,000円の算出根拠についてでございますが、先日、国民健康保険条例で説明申し上げましたが、国の国保の法律で上限額が決まっております。その上限額を計算しまして、単価を導きました。金額につきましては、単価が3万887円掛ける2人掛ける20日、20日休んだ場合の2人分ということで計上させていただいております。あくまで予想値でございますので、ご理解願いたいと思つます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 分かりました。人口によって数式も変わってくると。初めてのことであるのでね、想定内で収まれば、これにこしたことはありませんけれども、了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 最後のページなんです、18負担金補助及び交付金、減額になったり、増額になったり、説明の欄には、全部こういった形で載っていますが、取りあえず真ん中の15万3,000円の負担金補助及び交付金と最後の132万2,000円の説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最後の8ページの款の3国民健康保険事業費納付金の項の2後期高齢者支援金等分につきまして、まずご説

明いたします。

こちら8ページの款の3につきましては、3つの項で補正されておりますが、ワンセットの考えでご理解いただきたいと思えます。項の1が医療費分であって、項の2が後期高齢者分であって、項の3が介護の分でございます。これら一つ一つにつきまして、2月なんですけれども、県のほうでこちらの納付金の金額が確定金額を示されたことによりまして、このたびの補正計上でございます。当初予算のときはまだ確定ではなくて、暫定金額での計上でしたが、3月の当初予算を計上するのに間に合わないところで暫定で計上して、このたびの6月での補正計上でございます。そして、その中で後期高齢者支援金、項の2であったり、項の3の介護納付金であったりをご覧の15万3,000円の増と、介護につきましては132万2,000円の増額の計上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 内容的には分かりました。要するに県へ納付する負担金というふうに解釈するわけですね。表示の仕方が何かちょっと戸惑うんですね、表示が負担金補助及び交付金と。どこかにくれるのかなというふうにも解釈、取れる説明なんで。

先ほど一般会計のほうでも説明の表示の仕方であって2番議員のほうでも戸惑って説明してもらったわけなんですけれども、この説明をもっと分かりやすいような説明にしてもらえれば、私らもこれは負担金で県に行くんだなとかというふうにはっきり分かるわけなんですけれども、今ちゃんとした説明を聞かない限りこの関係では何か村のほうでどこかにくれるというふうには、後期高齢者への負担金補助みたいな感じで交付金、そういうふうにも受け取られますので、その辺、今後直せるかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのお話につきましてご回答いたします。

8ページのこちら、款の3の中の各3つの項につきましては、節の18負担金補助及び交付金の記述をそのまま説明のところに記載しておりました。このたびの補正は先ほどのご説明のとおりでございますが、県への納付金であることが分かりやすくなるように、今後、修正だったり、あと記述について直すような検討をさせていただきます。ご理解願います。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第10、議案第36号 令和2年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 6ページ、7ページ関連していますので質問しますが、水道施設台帳整備事業ということで、村債を削減して一般財源で対応するというようなことになってはいますが、その理由をお答えをお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

当初予定をしておりました水道施設台帳整備事業ではありますが、こちらは起債事業ということで予定をしておったところであります。予算を計上させていただきまして、起債の申請を県のほうに行いました。県との協議の中で、今回の施設台帳整備事業については一般の単独債等にも該当しない事業だということが判明いたしました。そのことから、事業は行う予定でありますので、財源が不足するというので、一般財源のほうの財源を振り替えて今回補正したものでありますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。

当初予算でも上がっていましたが、ちょっと内容的に施設台帳整備はなぜ当初予算で、ちょっと私も聞き漏れした部分もありますので、なぜ作らなければならなかったかという理由もお願いできればお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成30年度に水道法の一部改正がされました。その改正の中に水道施設台帳の作成保管義務ということで、令和4年9月30日までに整備するというので改正がされたところであります。

本村の簡易水道の施設台帳におきましては、今現在、各年度ごとの工事の図書等、紙ベースのままでありま

して、データベース上の施設台帳等は今ないところであります。この法改正がされたことにより、令和4年9月30日までに整備するため、今年度から事業を進めていくということで計上をしたところであります。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第11、議案第37号 令和2年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第12、議案第38号 令和2年度中島村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 最後のページなのですが、6ページ、給料で一般職員の給料が1人分くらい減額になるのですが、その理由をお答えください。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問でございますが、人事異動による職員の賃金の組替えでございまして、給料が高かった者から低い者に替わったというだけのことでございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 人数的には減ったということじゃないんですね。分かりました。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございまして、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第13、議案第39号 令和2年度中島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎中島村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（藤田利春君） 日程第14、中島村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

中島村選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が令和2年6月30日をもって満了することにより、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定に基づき、選挙管理委員4人及び同補充員4人の選挙を当議会において行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしの声がありますので、異議ないものと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。選挙管理委員及び同補充員の指名推選を議長が行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしの声がありますので、異議ないものと認めます。

したがって、選挙管理委員及び同補充員の指名推選を議長が行うことに決しました。

選挙管理委員及び同補充員を指名いたします。

選挙管理委員に浅野信吉君、吉田正國君、小平幸一君、長田春治君、同じく補充員に有松正則君、小針一夫君、國井則夫君、畠山勇雄君を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員及び同補充員の当選者と定めることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田利春君） 起立全員です。着席してください。

起立多数と認めます。

したがって、選挙管理委員に浅野信吉君、吉田正國君、小平幸一君、長田春治君、同補充員に有松正則君、小針一夫君、國井則夫君、畠山勇雄君が当選されました。

お諮りします。選挙管理委員補充員については、補充の順位を定めなければなりません、議長が補充の順位を決めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしの声がありますので、異議ないものと認めます。

したがって、議長が選挙管理補充員の順位を定めることに決しました。

選挙管理委員補充員の補充の順位を、1番、有松正則君、2番、小針一夫君、3番、國井則夫君、4番、畠山勇雄君と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしの声がありますので、異議ないものと認めます。

したがって、選挙管理委員補充員の補充の順位は、1番、有松正則君、2番、小針一夫君、3番、國井則夫君、4番、畠山勇雄君と決定しました。

事務局より当選人名簿の配付をしますので、暫時休議いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時49分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎陳情第2号の委員長報告

○議長（藤田利春君） 日程第15、請願・陳情審査の報告を行います。

陳情第2号は、総務教育常任委員会付託であります。

総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小林 均君。

〔総務教育常任委員会委員長 小林 均君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小林 均君） 総務教育常任委員会より報告いたします。

本委員会に付託のあった陳情第2号について、去る6月5日、総務教育常任委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。

この陳情の内容及び審査結果について、報告いたします。

陳情第2号は、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書であります。

東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、昨年に引き続き、被災児童生徒就学支援等事業を財源として幼稚園、小中学校、高等学校などに対し就学支援継続を国に要望するものであります。

本委員会は、今後も避難生活を行っている子供たちの就学に対し、継続した支援がこれからも必要であることから、本陳情は願意妥当の意見の一致を見たので、採択すべきものと決しました。

以上で審査の結果の報告を終わります。

令和2年6月11日、総務教育常任委員会委員長、小林 均。

○議長（藤田利春君） 以上で委員長報告は終わります。

◎日程の追加

○議長（藤田利春君） この際、お諮りいたします。追加案件として、村長より村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に係る追加議案1件、議会運営委員長、木村秋夫君より議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る発委案1件、総務教育常任委員長、小林 均君より国の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見に係る発委案1件、議会運営委員長、木村秋夫君より閉会中の継続調査に関する件が提出されております。これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、追加日程とすることに決しました。

事務局より資料を配付しますので、暫時休議いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

お諮りいたします。ここで13時00分まで休議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、13時00分まで休議いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎議案第40号～発委第4号の上程、説明

○議長（藤田利春君） 追加日程第1、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

議案第40号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 今回の追加提出議案についてご説明いたします。

議案第40号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

新型コロナウイルス感染症予防対策の財源に拠出するため、所要の改正を行うものです。

なお、詳細につきまして、担当課長をして補足説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から、担当課長をして議案の補足説明の申出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 動議を提出します。議案調査のため暫時休議することを望みます。

○議長（藤田利春君） ただいま7番、木村秋夫君より、議案調査のため休議の動議が出されました。

お諮りいたします。動議のとおり休議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、これより13時10分まで議案調査のため休議いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時10分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

続いて、発委第3号 議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、木村秋夫君。

〔議会運営委員会委員長 木村秋夫君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（木村秋夫君） それでは、発委第3号 議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

この案を提出しますのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中島村の住民や事業者は新型コロナウイルス感染防止のため行動等を自粛しており、生活や経済に影響が出ております。このような状況から、我々議会議員は全議員の意向により、議員報酬を減額し、村の新型コロナウイルス対策に必要な財源の一部に活用していただくため、条例案を提出するものです。

議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第109条第6項及び第7項及び会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和2年6月11日提出、提出者、中島村議会運営委員会委員長、木村秋夫。

なお、詳細につきましては、議会事務局長をして補足説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 木村秋夫委員長から、議会事務局長をして発委案の補足説明の申出がありましたので、これを許します。

〔議会事務局長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 続いて、発委第4号 国の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を要請する意見書についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小林 均君。

〔総務教育常任委員会委員長 小林 均君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小林 均君） 追加日程で上程しました発委第4号の提案理由をご説明いたします。

発委第4号は、国の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書です。

東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、国の被災児童生徒就学支援等事業により、幼稚園児、小中学生、高校生、特別支援学校等、私立学校及び専修学校・各種学校での有効な支援を行っております。経済的な支援を必要とする子供たちは依然として多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

引き続き、被災児童生徒就学支援等事業を令和3年度においても継続し、被災した子供たちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、関係機関に対し意見書を提出するものです。

令和2年6月11日、総務教育常任委員会委員長、小林 均。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（藤田利春君） 以上で議案の上程、提案理由の説明を終わります。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第2、議案第40号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第3、発委第3号 議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第4号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第4、発委第4号 国の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま発委第4号の意見書について議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（藤田利春君） 追加日程第5、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長、木村秋夫君より次期会議の会期日程等の議会運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎村長の挨拶

○議長（藤田利春君） この際、村長から発言があれば、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 令和2年第2回定例会の閉会に当たり、御礼を兼ねて一言ご挨拶を申し上げます。

今回の定例会は新型コロナウイルス感染防止のため、ソーシャルディスタンス確保の観点から着席レイアウトの変更、さらにはマスクを着用しての議会となりましたが、皆様のご理解とご協力により通例の議会と同様に審議できましたことに安堵していますとともに、感謝を申し上げます。

会期中は梅雨入り前の晴天により、季節外れの気温の高い日が続く中での開催となりました。報道等では、新型コロナウイルス感染防止のためのマスク着用が熱中症になりやすいと注意喚起を呼びかけておりますが、TPOに応じた小まめな対応が求められているものと思っております。

今、新しい生活様式が求められていますが、一日も早く生活習慣として身につくように村民が一丸となって取り組み、新型コロナウイルス感染防止に取り組んでまいりたいと思います。

議員各位におかれましても、御身ご自愛いただくとともに、趣旨をご理解賜り、執行部、職員共々、率先垂範の姿勢が模範として村民にお見せできるようお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶に代えさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（藤田利春君） これで令和2年第2回中島村議会定例会を閉会いたします。

一同起立。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月11日

議 長 藤 田 利 春

署 名 議 員 木 村 秋 夫

署 名 議 員 菅 野 昇